Ｒ２住宅
金沢団地　徳・金沢１　７号棟外壁改修工事

図面番号	図　面　名	図面番号	図　面　名
A-01	特記仕様書1	A-16	2階天井伏図・3階天井伏図
A-02	特記仕様書2	A-17	4階天井伏図・5階天井伏図
A-03	特記仕様書3	A-18	6階天井伏図・7階天井伏図
A-04	全体配置図・付近見取図	A-19	8階天井伏図・PH1天井伏図
A-05	1階平面図・B1階平面図	A-20	建具表
A-06	2階平面図・3階平面図	A-21	手摺詳細図
A-07	4階平面図・5階平面図	A-22	ﾊﾞﾙｺﾆｰ詳細図
A-08	6階平面図・7階平面図	A-23	PHR階詳細図
A-09	8階平面図・PH1階平面図		
A-10	立面図1		
A-11	立面図2		
A-12	立面図3		
A-13	階段断面詳細図1		
A-14	階段断面詳細図2		
A-15	1階天井伏図・B1階天井伏図		

課　　長	副 課 長	課長補佐		係　　長	課　　員	担　　当

I. 工事概要

1. 工事名称　　Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１　７号棟外壁改修工事

2. 工事場所　　徳島市金沢1丁目

3. 敷地面積　　23,293.00㎡

4. 工事種目　　工事内容：７号棟外壁改修工事
構造規模：鉄筋コンクリート造8階建　延床面積7,076.464㎡

5. 工事区分　　外壁改修工事

6. 工　期　　工事完成期間は令和　　年　　月　　日とする.
※完成年月日＝発注者側の工期の完成日　　竣工年月日＝施工者側の完成日

II. 建築工事仕様書

章	項　目	特　記　事　項
1章 一般共通事項	1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は，すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による. ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という.) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という.) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版) ◎本工事のうち電気工事及び管工事について，下請業者を使用する場合は，工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること. ◎設計図書の優先順位は，次の順とする. (1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等 ◎施工条件は次による. ○本工事の資材の搬出入についてや、工事車両の駐車場及び資材置き場について等は団地住民と充分に協議すること. ○工事の施工に当たっては荷揚げ荷下ろし時に交通整理員を配置し、一般交通及び施設利用者等に支障を及ぼさないように充分注意し施工すること. ◎本工事で使用する建設機械は，「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする. 現場代理人は，施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等，同規程　に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする. ただし，同規程に記載されていない機種，規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない. なお，同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は,監督員と協議する. ただし，騒音規制法，徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする. ◎本工事に使用する土工機械は，「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする．ただし，排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は，平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」，又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業，あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが，これにより難い場合は，監督員と協議するものとする．なお，排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合，現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする. ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は，1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し，その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること. ◎交通誘導警備員については，警備業法に基づく警備員とし，図示する場所に50日間配置すること. ・本工事は，警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている ・(義務付けられていない)). ・警備員は，延５０人(昼５０人，夜０人；うち検定合格警備員０人)を見込んでいる. ・警備業法を遵守するとともに，受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること. ・配置された検定合格警備員は，業務に従事している間は合格証明書を携帯し，かつ，監督員等の請求があるときは，これを提示すること. ・受注者は，発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない．また，対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は，当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は，「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し，勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに，1月毎に監督員へ1部提出しなければならない. ◎受注者は，本工事の一部を下請に付する場合には，徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない．なお，徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は，県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に発注者に提出しなければならない.

章	項　目	特　記　事　項
	2. 工事関係図書	◎施工に先立ち，実施工程表，工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し，監督員に提出すること. ◎上記の施工計画書には，「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること. ◎施工図，現寸図，見本等は，監督員の指示により速やかに監督員に提出すること.
	3. 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については，施工に携わる下請負人にも十分周知徹底する こと. ◎工事現場における現場代理人，監理技術者，主任技術者の確認のため名札を着用すること. ◎工事現場の安全衛生管理については，労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと. ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は，建築基準法，労働安全衛生法，騒音規制法，振動規制法，大気汚染防止法，建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)，建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること. ◎受注者は，工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い，「支障物件確認書」を監督員に提出し，監督員の確認を受けてから工事着手すること. ◎地下埋設物への影響が予想される場所では，施工に先立ち，原則として試掘を行い，当該埋設物の種類，位置(平面・深さ)，規格，構造等を確認しなければならない. ◎受注者は，工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し，支障を及ぼさないような措置を施さなければならない．万一，損傷を与えた場合は，ただちに監督員に報告するとともに，施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること. ◎受注者は，重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む．)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む．)を行うときは，当該作業を指揮する者を定め，監督員に報告しなければならない. ◎受注者は，機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は，当該作業を指揮する者を定め，指揮者の合図により行わなければならない．また，作業状況について，写真等の資料を整備及び保管し，監督員の請求があったときは，直ちに提示しなければならない. ◎受注者は，輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため，重機回送時の高さ，移動式クレーンのブームの格納，ダンプトラックの架台の下ろし等について，走行前に複数の作業員により確認しなければならない. ◎受注者は，移動式クレーンを使用する場合は，上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置，ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない．なお，令和2年度末までは，経過措置期間とするが，この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする. ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること. ◎受注者は，工事用車両による土砂，工事用資材，機械等の輸送を伴う場合は，関係機関と打合せを行い，交通安全に関する担当者，輸送経路，輸送期間，輸送方法，輸送担当業者，交通誘導員の配置，標識，安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て，災害の防止を図らなければならない．特に，輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は，当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない. ◎受注者は，工事期間中安全巡視を行い，工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から，資機材の保管状況等についても併せて確認すること. また，監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には，速やかに提出すること.
	4. 工事現場管理	◎工事現場には，営繕課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること．工事標識については，原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする．また，県産木材の取扱いについては，「6. 材料・製品等-◎県産木材の使用」を準用する. ◎受注者は，本工事において使用する工事看板・バリケード等については，県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない．県産木材を使用した場合，受注者は，工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない. ◎電気保安技術者は次の者とし，必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により，監督員の承諾を受けること. ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は，その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする. ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は，第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする. ◎発生材の処理等は，次により適正に行う. (1) 工事による発生材のうち，文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については，報告及び引き渡しを要する. (2) 上記以外の発生材は，建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律，資材の有効な利用の促進に関する法律，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること．受注者は，工事で発生する産業廃棄物を保管する場合，または自ら運搬する場合等においては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては，監督員(契約書に規定する監督員をいい，標仕の規定による場合は監督職員と読み替える，以下同じ．)に報告し指示を仰ぐこと. (3) 撤去物の種類，規模，構造，撤去方法，養生方法，発生材の処分場を記載する. ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する.

章	項　目	特　記　事　項
		上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが，増額変更の対象とはしない．また，この場合，処分単価の見積書の提出を求め，減額変更を行うことがある. なお，上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下，「優良産廃処分業者」という．）に認定されているとき，処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること．ただし，諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は，理由書を監督員に提出すること. また，コンクリート・アスファルト類の搬出先については，中間処理施設のみとする．木材については，50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする. (4) 受注者は，建設副産物が搬出される工事にあたっては，建設発生土は建設発生土搬出調書，産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により，適正に処理されているか確認するとともに，監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない．なお，監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない. ◎受注者は，資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という．）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む．），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という．）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない. 受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，ＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない. 受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない. 受注者は，ＣＯＢＲＩＳの入力において，資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない．ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする. ◎工事に影響のある範囲内の重要備品等　（ 有 ・ (無) ） 備品等名称： 保管場所　： 注意事項　： ◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し，工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし,「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。 ◎断水、停電は施設管理者側と協議の上支障が無いように努めること
	5. 施工調査	◎本工事の着手時に，給排水，ガス管，地下埋設物等の調査を行う．調査期間は　1週間とする.
	6. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし，JISｘはJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は，次の(1)から(3)の事項を満たすものとする. (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること. (2) 法令等で定める許可，認定又は免許を取得していること. (3) 製造又は施工の実績があり，その信頼性があること. なお，「評価名簿による」と記載されているものは，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする. ◎受注者は，本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には，発注前に，「生コンクリート使用承諾願」，「材料使用承諾願」，「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない. ◎受注者は，工事完了後，請負金額が500万円以上の工事において，「木材使用実績報告書」(電子データ)，「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員に提出しなければならない. ◎県産木材の使用 (1) 受注者は，工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合，原則として県産木材を使用しなければならない．ただし，特段の理由がある場合にはこの限りでない.

発生材の種類	処分許可業者の会社名	処分地 所在地	運搬距離 (km)	処理単価 (税抜き)	単位
コンクリート (無筋)	(有)吉野川ポンプ (中間処分)	徳島市応神町東貞方字北野7-2 徳島市応神町東貞方字西中須49-1	8.6	8,000	10t車
コンクリート (有筋)	(有)徳島機械センター (中間処分)☆優良認定業者	徳島市丈六町森の木9番1 徳島市丈六町森の木9番1	9.1	9,000	11t車
金属(処分)	(株)旭金属 ☆優良認定業者	徳島市東沖州1丁目12 徳島市東沖州1丁目12	3.1	0	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社	松茂町豊久字朝日野6番地先 松茂町豊久字朝日野6番地先	12.7	22,700	?

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称 Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号 A-01	（株）野々瀬建築都市設計事務所 野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号
	●図面名称 特記仕様書　1	●縮尺	

章	項　　目	特　記　事　項

(2) 「県産木材」とは，「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり，「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである．
① 徳島県木材認証制度により，県内産であることが「産地認証」された木材
② ①以外において，徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

(3) 受注者は，請負金額が500万円以上の工事について，県産木材以外の木材を使用する場合は，県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない．
(4) 受注者は，県産木材を使用する前に，徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
(5) 県内の森林から直接調達するなど，前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない．

◎製材等(製材，集成材，合板，単板積層材)，フローリング，再生木質ボード(パーティクルボード，繊維板，木質系セメント板)については，合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む．)が行われたものを使用する．ただし，機能上，需給上など正当な理由により確保が困難であり，使用できない場合には監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする．
また，それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし，監督員に合法証明書を提出するものとする．ただし，平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする．

◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は，監督員の承諾を受けて，当該製品の仕様及び指定工法による．

◎県内産資材の使用
(1) 受注者は，木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合，原則として県内産資材を使用しなければならない．ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない．なお，WTO対象工事については，県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする．
(2) 受注者は，請負金額が500万円以上の工事について，県内産資材以外の資材を使用する場合は，県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない．
(3) 受注者は，工事完了後，請負金額が500万円以上の工事において，「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
② 徳島県内の工場で加工，製造された製品
注1 部材，部品が県外製品であっても，県内の工場で加工，製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う．
注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工，製造した製品も県内産資材として取り扱う．
注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材，製品であること．

◎県内産再生砕石の原則使用
受注者は，再生砕石を使用する場合，県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ.))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない．

◎受注者は，徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない．なお，県内企業調達建材等以外を使用する場合は，県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない．

	7. 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし，次の(1)から(5)を満たすものとする． (1) 合板，木質系フローリング，構造用パネル，集成材，単板積層材，MDF，パーティクルボード，その他の木質建材，ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないものとする． (2) 保温材，緩衝材，断熱材は，ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする． (3) 接着剤は，フタル酸ジ−n−ブチル及びフタル酸ジ−2−エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し，ホルムアルデヒド，アセトアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする． (4) 塗料は，ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする． (5) (1)，(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具，書架，実験台，その他の什器等は，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．
	8. 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので，疑問な点，その他打合せ決定を要する事項は，監督員の出向いた時，又は住宅課へ問い合わせ，工事に遺漏のないようにすること． ◎施工にあたっては，設計図書に従って忠実に施工すること．不都合な工法等を発見した場合は，工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので，注意して施工すること．手直し工事は，受注者の責任において実施し，それに要する費用は受注者の負担とする．
	9. 技能士の適用	◎技能士の適用については，次の技能検定作業(以下，「作業」という．)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする． 技能士は，職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし，資格を証明する資料を監督員に提出すること．

章	項　　目	特　記　事　項
		技能士は，適用する工事作業中，1名以上の者が自ら作業をするとともに，他の技能者に対して，施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと．技能士は，氏名，検定職種，技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により，資格を明示するものとする． なお，指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする． ○印 ･･･ 適用作業

工事種目	技能検定職種	技　能　検　定　作　業
仮設	とび	◎ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	◎ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業　・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

	10. 設計変更箇所確認	◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること
	11. 工事検査及び技術検査	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時，報告書を提出し，監督員の検査等を受け，承諾を受けて次の工程に進むこと ◎試験等によらなければ，確認できない工事(製品)については，試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し，監督員の承諾を受け試験を行い，その結果を報告し承認を得ること． ◎次表により中間検査の対象工事となった場合は，原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする．ただし，工事検査員が認める場合は，一般入札工事に限り，これによらないことができる．

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	―	1回
3千万円以上5千万円未満	―	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注) 低入札工事とは，低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう．
一般入札工事とは，低入札工事以外の工事をいう．

		◎中間検査の実施時期は，当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし，契約締結後速やかに監督員と協議すること． ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は，中間検査を省略することができる． ◎基礎杭工事を含む工事については，請負対象額にかかわらず，基礎杭工事完了後，中間検査を実施する。
	12. 完成図等	◎電子納品： 対象 ◎提出書類 ・竣工図（製本2部，電子データ2部）（ A4 ・ A3 ・ A2 ・ 原図版 ） ・工事写真（写真帳　部（ 着手前 ・ 工事中 ・ 竣工 ），電子データ　２部） ・使用材料一覧表（　　１部，うち電子データ　１部） ・保全に関する資料

章	項　　目	特　記　事　項
		◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること． 竣工図データは，関係図面（データ貸与）を修正して作成し，PDF形式，SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する．
		◎工事写真はしゅん工，着工前，資材，施工状況の順に整理する． しゅん工については，工事目的物の状態が，また，資材，施工状況等については，不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること．
		◎工事写真の撮影は，建設大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること．

区　　分	サ　イ　ズ
着　工　前	カラー，手札版又はサービスサイズ
工　事　中	カラー，手札版又はサービスサイズ
竣　　工	カラー，手札版又はサービスサイズ

		◎工事完成撮影は，専門家に(よる ・ よらない)ものとする．
		◎受注者は，建築工事を施工する場合，原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という)すること．
	13. 火災保険	◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること． ◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については，付保を除外できる． (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上，必要がないと認めた場合(外壁補修工事等) ◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に，木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に，請負金額相当額を付保する． また，模様替え工事等については，工事着手時に請負金額相当額を付保する． ◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする． なお，工期延伸した場合には，保険の期間も延長すること． ◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は，火災保険に付保したものとみなす． (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は，受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること．
	14. 工事実績情報の登録	◎受注者は，請負代金額が５００万円以上の工事については，工事実績情報システム（コリンズ）に基づき，工事実績情報として，「登録のための確認のお願い」を作成し，監督員の確認を受けたのちに，次に示す期間内に登録機関に登録しなければいけない。ただし，期間には，土曜日，日曜日，祝日等は含まない。 （１）工事受注時　　契約締結後１０日以内 （２）登録内容の変更時　契約変更締結後１０日以内 （３）工事完成時　　工事完成後１０日以内 なお，登録内容の変更は，請負代金額，工期，技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。 ◎登録後は速やかに，登録期間が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する なお，変更時と工事完成時の間が１０日間に満たない場合は，変更登録を省略することができる。
	15. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	◎受注者は，デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は，監督員の承諾を得たうえで，デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下，「対象工事」という）とすることができる。 ◎対象工事は，徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

章	項　　目	特　記　事　項
2章 改修仮設工事	1. 一般事項	◎着工に先立ち，敷地境界，既存構造物及び地下埋設物の確認，近隣建築物及び工作物の現状確認，排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと．
	3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については，次の規格又は認定基準(以下「規格等」という．)に適合するものを使用すること． ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また，厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに，前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し，承諾を得ること． ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第７に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと． 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること． 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること． ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること．

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称 Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号 A-02	（株）野々瀬建築都市設計事務所 野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号
	●図面名称 特記仕様書　２	●縮尺	

章	項目	特記事項
章		◎受注者は，高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は，墜落防止に留意し，作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い，その記録を保管すること．
		◎外部足場（種類：枠組　仕様：２枚布、D=90cm、シート仕様：養生シート防炎2類） ・壁つなぎ間隔（水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下） ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（2.2.4）の別紙１「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと．ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる．
		◎階段部分足場（種類：単管足場） ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること． ◎仮囲い（仕様：　　　，H=　　m，L=　　m）（図示）
		◎受注者は，つり足場(ゴンドラのつり足場を除く．)，張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て，解体又は変更の作業において，材料，器具，工具等を上げ，又はおろすときは，つり綱，つり袋等を労働者に使用させなければならない．また，作業主任者を選任し，その氏名，職務を掲示すること．
	4. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による．(養生方法：　　　　)
	5. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積　　㎡程度)・(設けない))
	6. 工事用用水，電力等	◎既存電力利用(出来る ・(出来ない))，電力料金((有償)・ 無償) ただし，施設管理者と協議すること． ◎既存用水利用(出来る ・(出来ない))，用水料金((有償)・ 無償)
	7. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は，(図示の場所に ・(用意していないので業者にて))設けること．
	8. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は， 当初請負対象金額（設計金額）７千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合，原則として「快適トイレ」を設置しなければならない．また，現場従事者に女性が含まれる場合は，原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない． ◎受注者は，仮設トイレを設置した場合，「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない． ○洋式トイレとは，和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと． ○快適トイレとは，洋式トイレのうち，防臭対策・施錠の強化などが実施された，女性が利用しやすい仮設トイレのこと．

章	項目	特記事項
3章 防水改修工事	1. 一般事項	◎保護層，防水層等を撤去した結果，下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること． ◎降雨等に対する養生方法は，((上屋シート養生)・ 下階天井養生 ・ その他(　　　))とする．
	2. 塗膜防水	◎工　法：L4X　　　種　別：X-2 ◎塗膜を形成する材料は，JIS A 6021の規格品とする． ◎プライマー，層間接着用プライマー，補強布，接着剤，通気緩衝シート，シーリング材，仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする．

工　法	種　別	施工箇所	仕上塗料	備考
L4X	X-1 X-2	PHR階平面 手摺笠木部/廊下樋受け		

◎特記仕様書，改標仕及び標仕以外は，主材料製造所の仕様による．

◎シーリング材は，JIS A 5758の規格品とする．

3. シーリング

◎プライマーは，被着体及びシーリングの種類により使い分けること．

◎監督員に，シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること．

◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を((行う)・ 行わない)．

◎外部に面するシーリング材は，施工に先立ち((簡易接着性試験)・ 引張接着性試験)を行う．

◎種類及び施工箇所

記　号	材　質	既　存	施工箇所	改修工法	寸　法	接着試験
MS-2	変成シリコーン	油性ｼｰﾘﾝｸﾞ	外部建具廻り 廊下巾木取合い	再充填工法	15×10	簡易接着性
			換気ﾊﾟｲﾌﾟ廻り 換気ﾌｰﾄﾞ廻り 金物等取合い部	充填工法	10×10	簡易接着性
PU-2	ポリウレタン系	油性ｼｰﾘﾝｸﾞ	打継目地	再充填工法	25×20	簡易接着性
		油性ｼｰﾘﾝｸﾞ	巾木横目地	再充填工法	30×20	簡易接着性
			外壁縦目地	充填工法	15×15	簡易接着性

章	項目	特記事項
4章 外壁改修工事	1. 外壁改修の施工数量及び調査方法	◎当工事の積算計上数量は，1階部分の調査数量を調査し，全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している． ◎施工数量は，次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う．（設計変更単価は，県単価で行う） ◎外部足場設置後，施工数量調査を行う． ◎調査に先立ち，調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること．また，調査方法等で専門知識が必要な場合は，各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること．
	2. 外壁改修工法の種類及び材料	◎コンクリート打ち放し仕上げ外壁

工　法	ひび割れ部	欠　損　部	
樹脂注入工法	工法： 注入量：　ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：		
Uカットシール材充填工法	材料： シーリング材：		
シール工法	材料：		
充填工法		材料：	

◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所：　評価名簿による．

◎モルタル塗仕上げ外壁

工　法	ひび割れ部	欠　損　部	浮　き　部
樹脂注入工法	工法： (0.2mm以上1.0mm以下) 自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 注入量:50ml/本 注入間隔:200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様		
Uカットシール材充填工法	材料：(1.0mmを超える) 2成分形ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ +ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ ｼｰﾘﾝｸﾞ材：改標仕表3.7.1		
シール工法	材料：		
充填工法		材料：(0.25㎡未満) ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ	材料：
モルタル塗替工法		材料：ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ 塗厚：25mm 塗厚による 有 補強の有無 (25mm超) 仕上げ種類：金ｺﾃ押さえ	材料：ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ 塗厚：25mm 塗厚による 補強の有無：無 仕上げ種類：金ｺﾃ押さえ
アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			(0.25㎡未満) ｴﾎﾟｷｼ樹脂：JIS A 6024 高粘度 充填量:25ml/本 ピン本数 一般：15本/㎡ 指定：25本/㎡
アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法			(0.25㎡以上) ｴﾎﾟｷｼ樹脂：JIS A 6024 高粘度 充填量:25ml/本 注入口 一般：12個/㎡ 指定：20個/㎡ ピン本数 一般：13本/㎡ 指定：20本/㎡

◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所：　評価名簿による．

◎塗り仕上げ外壁

◎仕上げの模様，色及びつやは，見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して，承諾をうけること．

種　類		既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材
薄付け仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E	改修標仕4.6.2 サンダー工法（集じん装置付きサンダーを使用すること）	金コテ	JIS A 6916	砂壁状	吹付		つや無し
複層仕上塗材 JIS A 6909	防水形複層塗材E				凸凹状	吹付		つや有り

章	項目	特記事項
5章 塗装改修工事	1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする． ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする． ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂，メラミン樹脂，フェノール樹脂，レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は，F☆☆☆☆とする． ただし，正当な理由により確保が困難である場合等，ホルムアルデヒドの発散量が，F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には，監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする。
	2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	

区　分	種別 屋外	種別 屋内	下地調整	さび止め塗料 屋外	さび止め塗料 屋内	備　考
鉄面	B種		RB種	JIS K 5674 1種		鋼製建具 階段手摺 通路手摺

5. 耐候性塗料塗り(DP)

区　分	種　別	下地調整	備　考
塩ビ面	メーカー仕様による		竪樋
ボード面	メーカー仕様による		隔板

7. 合成樹脂エマルションペイント塗料(EP)

区　分	種　別	下地調整	備　考
モルタル面	B種	RB種	階段室壁　モルタル手摺壁

章	項目	特記事項
6章 ユニット・その他工事	1. 既設R鋼製手摺補修塗替	◎既設未改修のR鋼製手摺(上下桟:φ42.7×2.3,縦格子:丸綱φ13@) の補修及び塗替をする． ・下桟については全数補修とする。その他の部分については調査のうえ必要なヵ所について補修とする。
	2. メールボックス取替	◎1F既存ﾒｰﾙﾎﾞｯｸｽ(SUS製84戸分)撤去の上、KS-MB12SH、KS-MB18SH(以上ナスタ同等品)新設。
	3. 物干し金物取替	◎天井付け，アルミ製シルバー，自在型：SK-4178A+インサートSK-4001(神栄ホームクリエイト程度)
	4. 隔板塗替え	◎未改修の既設隔板を塗替え。(避難表示ステッカー新設)　(別図参照)
	5. 既存外壁取付表示撤去再取付	◎以下のもの(立面図も参照)について仮撤去、外壁改修後再取付する． 棟番号・海抜表示板・津波避難ビル表示板
	6. PHR階高架水槽目隠し鋼製ルーバー撤去	◎既設高架水槽(撤去済み)目隠しルーバー撤去処分する． ・支持金物部分は、はつり取ること． ・撤去後の埋設鉄部は錆止め塗装を行うこと． ・撤去跡は樹脂モルタルにて補修すること．
	7. 養生・取外し再取付	◎作業に影響する既存の備品類，設備等については，養生又は取合い部分に損傷を与えないように取外し作業終了後速やかに再取付すること．又，再利用が可能なものはできる限り補修し利用すること

徳島県県土整備部住宅課

●工事名称　Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１　７号棟外壁改修工事

●図面名称　特記仕様書　３

●図面番号　A-03

●縮尺

（株）野々瀬建築都市設計事務所
野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号

付近見取図

ＰＨ１階仮設計画図　　１：３００

住居者出入口仮設計画図　１：１００

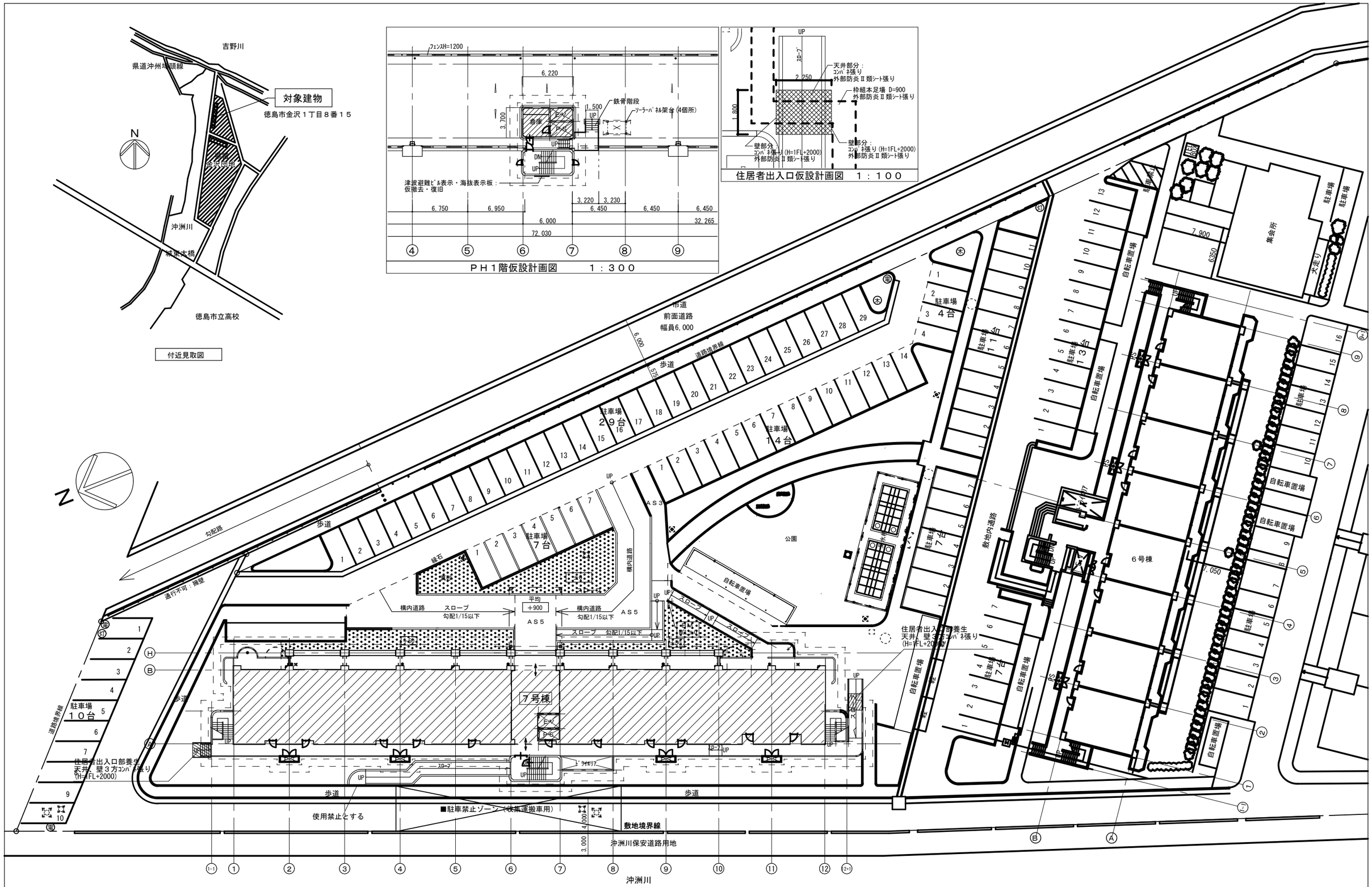

	徳島県県土整備部住宅課		●工事名称 Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号 A-04	（株）野々瀬建築都市設計事務所 野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号
			●図面名称 全体配置図、付近見取図、仮設計画図	●縮尺 (A2)　1:300, 1:100	

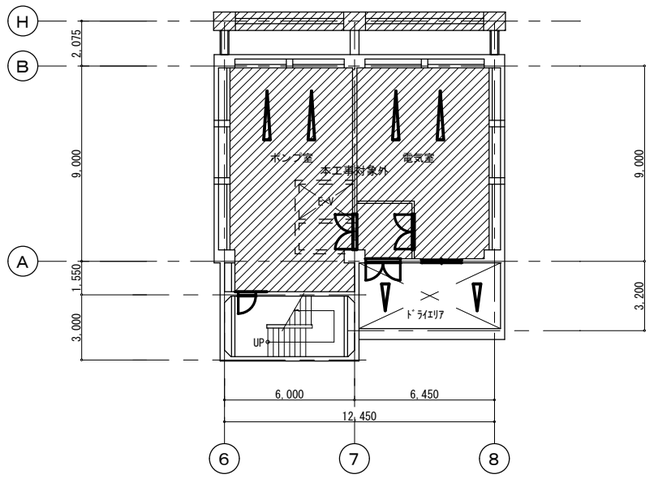

B１階平面図　１：２００

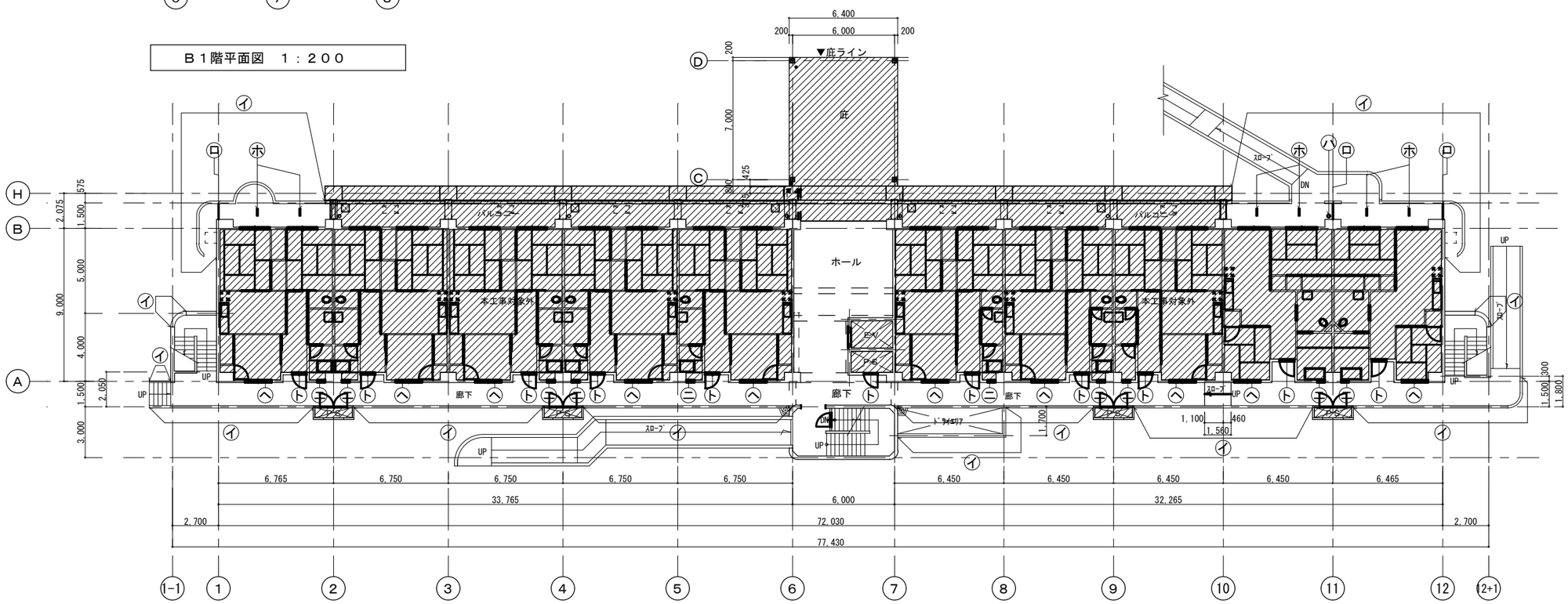

１階平面図　１：２００

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様	特記
イ	手摺・笠木	イ) 鋼製手摺：OP塗り　ロ) 笠木：防水モルタル金ゴテ	イ) ＤＰ塗替え(B種)　ロ) 下地処理の上、塗膜防水(X-2)	シーリング打替え：サッシ周り,換気ﾊﾟｲﾌﾟ・ﾌｰﾄﾞ周り,外壁目地,その他金物取合い部等
ロ	隔板	石綿板　t5 SOP塗	既存隔板(ﾎﾞｰﾄﾞ面)ＤＰ塗替え(B種)　※避難ｽﾃｯｶｰ貼替え	
ハ	竪樋	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	掲示板・消火器等：仮撤去・復旧とする
ニ	通気管	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
ホ	物干し金物	物干し金物(KJ　E-310-1)	既存物干し金物撤去の上、ｱﾙﾐｼﾙﾊﾞｰ物干し金物新設	横走り配管類で壁面に密着している箇所は、防水型複層塗材Ｅ吹付とする
ヘ	鋼製格子	W1,450 x H910　OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
ト	住戸扉・設備扉	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
チ	軒天井	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整　C-1　ｶﾁｵﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
リ	階段室天井・段裏	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整　C-1　ｶﾁｵﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	

本工事対象外

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称　Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１７号棟外壁改修工事	●図面番号　A-05	（株）野々瀬建築都市設計事務所	
	●図面名称　1階平面図・B1階平面図	●縮尺　(A2)　1:200	野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号	

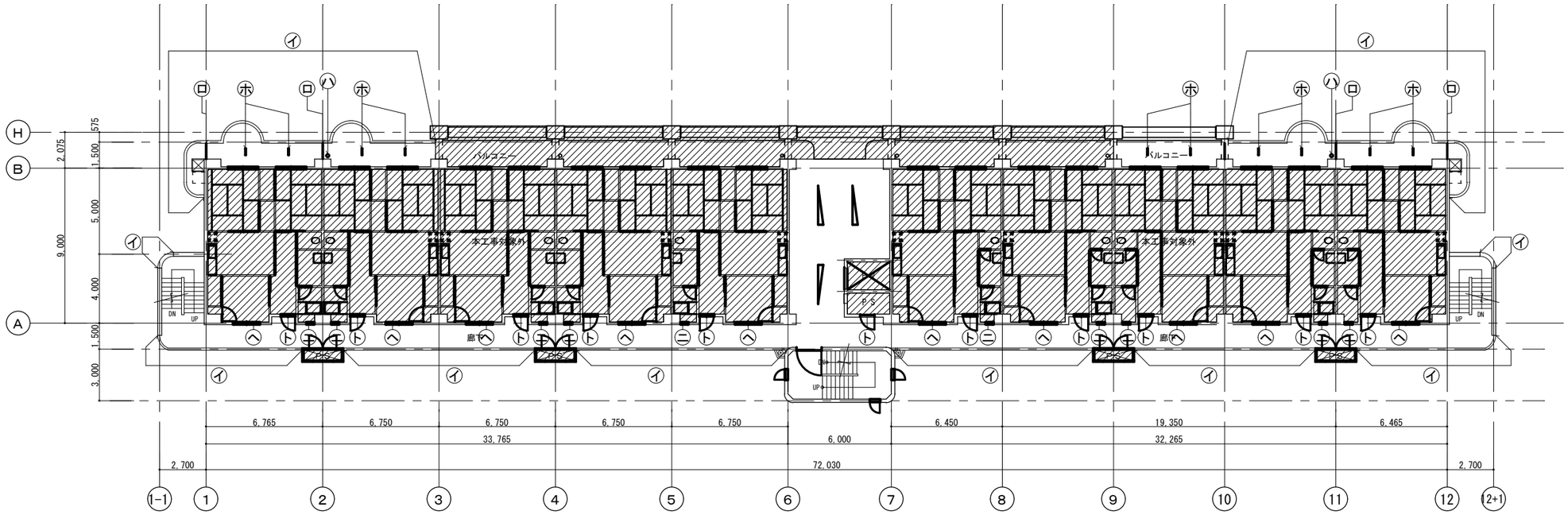

3階平面図　1：200

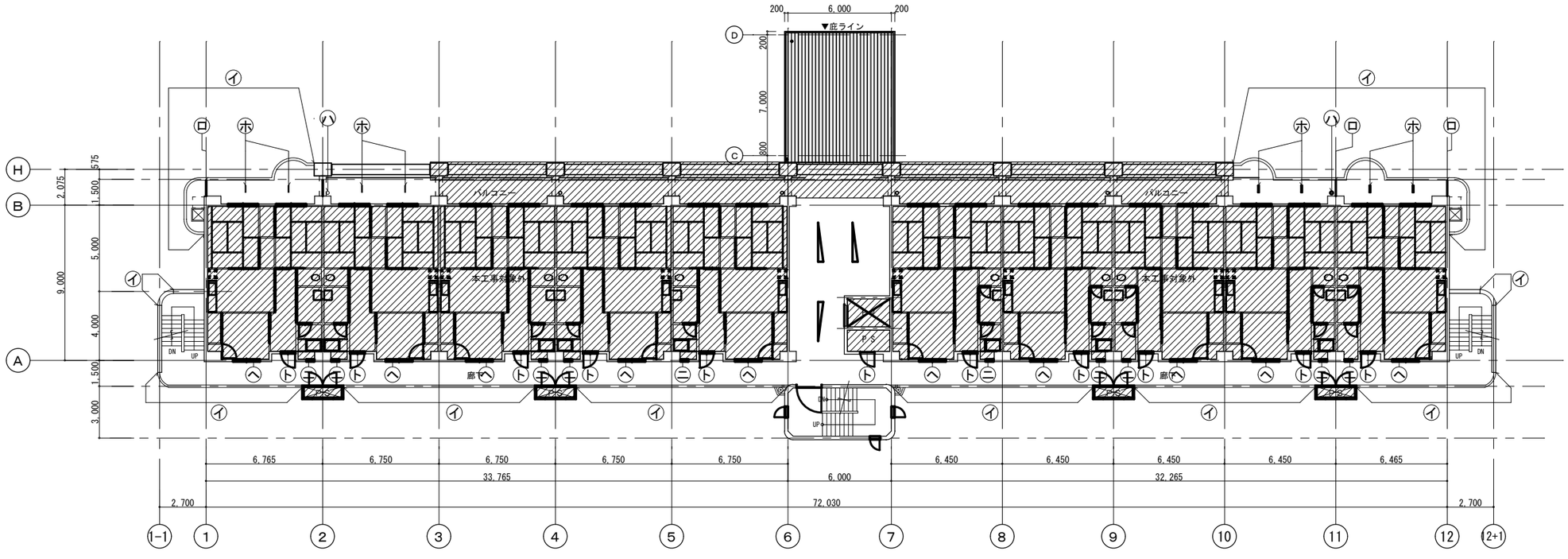

2階平面図　1：200

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様	特記
㋑	手摺・笠木	イ) 鋼製手摺：OP塗り　ロ) 笠木：防水ｽﾃﾝﾚｽ金ｺﾞﾃ	イ) ＤＰ塗替え(B種)　ロ) 下地処理の上、塗膜防水(X-2)	
㋺	隔板	石綿板　t5 SOP塗	既存隔板(ｶﾞｰﾄﾞ面)ＤＰ塗替え(B種)　※避難ｽﾃｯﾌﾟ貼替え	シーリング打替え：サッシ廻り、換気ｶﾞﾗﾘ・フード廻り、外壁目地、その他金物部合い部等
㋩	竪樋	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
㋥	通気管	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	堀三医：消火器等：仮撤去・復旧とする
㋭	物干し金物	物干し金物(KJ　E-310-1)	既存物干し金物撤去の上、ｱﾙﾐｼﾙﾊﾞｰ物干し金物新設	
㋬	鋼製格子	W1,450 x H910　OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	構造上配管躯体面に密着していて、防水型塗膜塗材Ｅ吹付とする
㋣	住戸扉・設備扉	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
㋤	軒天井	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整　C-1 ｶﾞﾗｽ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
㋥	階段室天井・段裏	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整　C-1 ｶﾞﾗｽ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	

▨ 本工事対象外

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称　Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１　７号棟外壁改修工事	●図面番号　A-06	（株）野々瀬建築都市設計事務所 野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号
	●図面名称　2階平面図・3階平面図	●縮尺　(A2)　1:200	

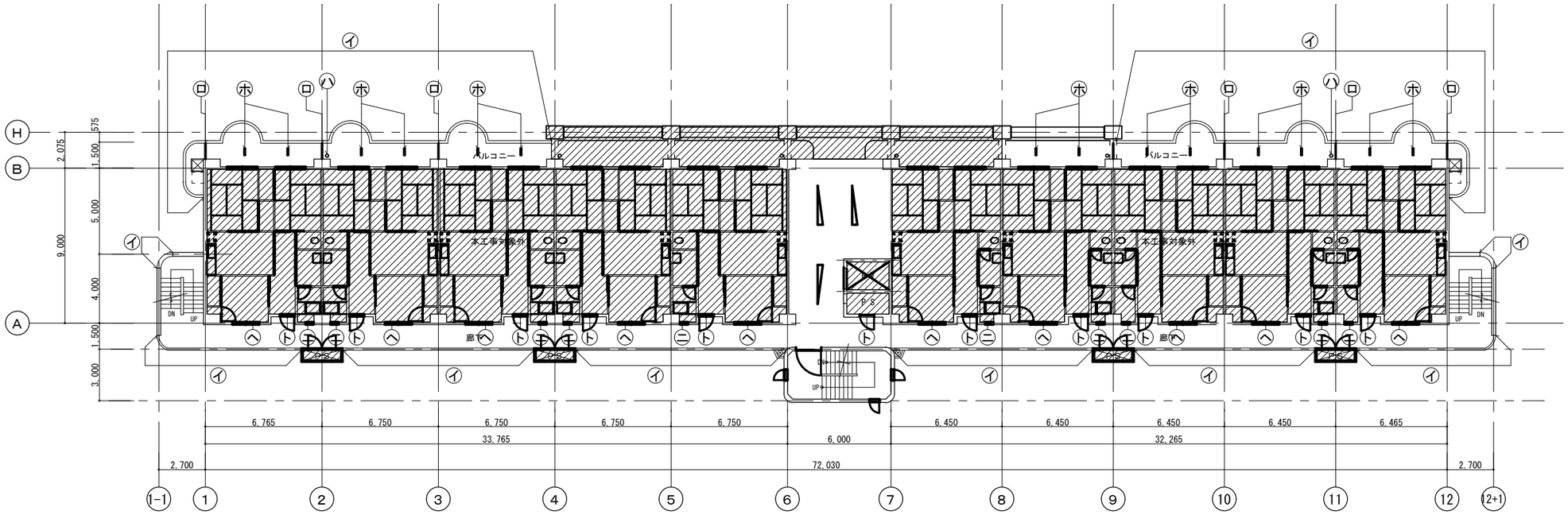

５階平面図　１：２００

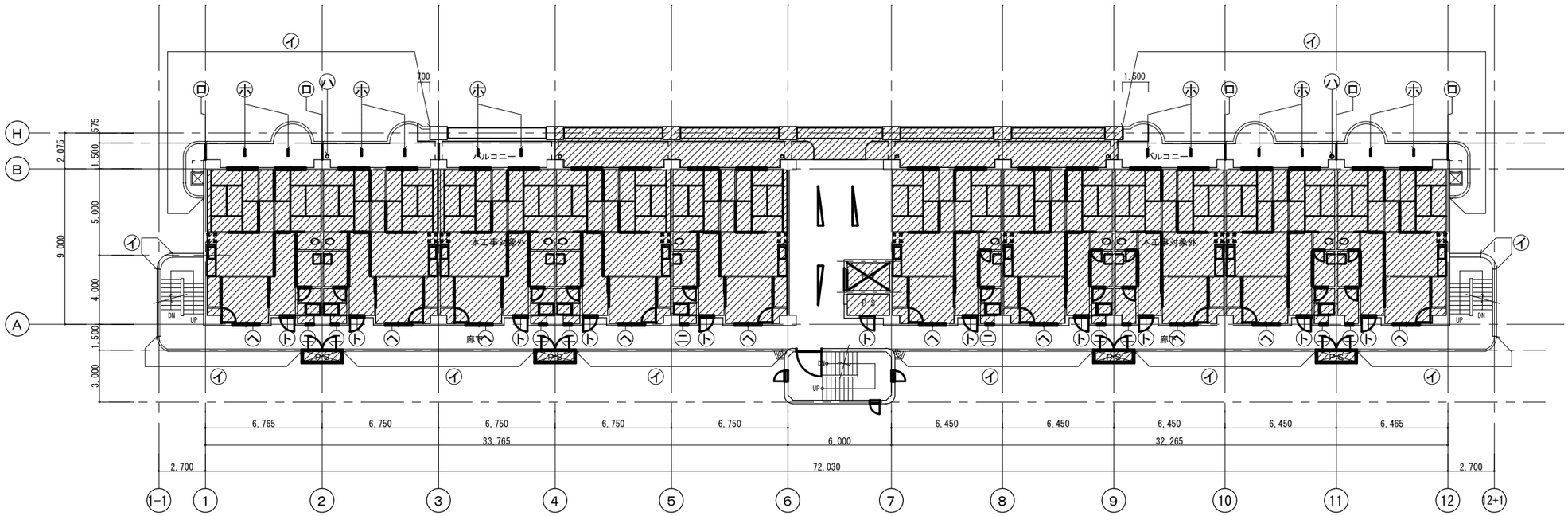

４階平面図　１：２００

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様	特記
イ	手摺・笠木	イ）鋼製手摺：OP塗り　ロ）笠木：防水ｽﾀﾝﾄﾞ金ｺﾞﾃ		
ロ	隔板	石綿板　t5 SOP塗	イ）ＤＰ塗替え（B種）　ロ）下地処理の上、塗膜防水（X-2）	
ハ	竪樋	OP塗り	既存隔板（ｶﾞｰﾄﾞ面）ＤＰ塗替え（B種）　※避難ｽﾃｯﾌﾟｶｰﾄﾞ貼替え	
ニ	通気管	OP塗り	ＤＰ塗替え（B種）	シーリング打替え：サッシ廻り、換気ｲﾍﾞﾝﾄ、フード廻り、外壁目地、その他金物部分合い部等
ホ	物干し金物	物干し金物(KJ　E-310-1)	ＤＰ塗替え（B種）	堀三佐：消火器等：仮撤去・復旧とする
ヘ	鋼製格子	W1,450 x H910　OP塗り	既存物干し金物撤去の上、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾊﾞｰ物干し金物新設	構造躯体鉄筋面に密着していない部分は、防錆補修薄膜塗材Ｅ吹付とする
ト	住戸扉・設備扉	OP塗り	ＤＰ塗替え（B種）	
チ	軒天井	コンパネ打放し、リシン吹付け	ＤＰ塗替え（B種）	
リ	階段室天井・段裏	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法（下地調整　C-1　ｶﾞﾁｯｸ系）の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
			ｻﾝﾀﾞｰ工法（下地調整　C-1　ｶﾞﾁｯｸ系）の上、外装薄塗材Ｅ吹付	

本工事対象外

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称　Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１　７号棟外壁改修工事	●図面番号　A-07	（株）野々瀬建築都市設計事務所
	●図面名称　4階平面図・5階平面図	●縮尺　(A2)　1:200	野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号

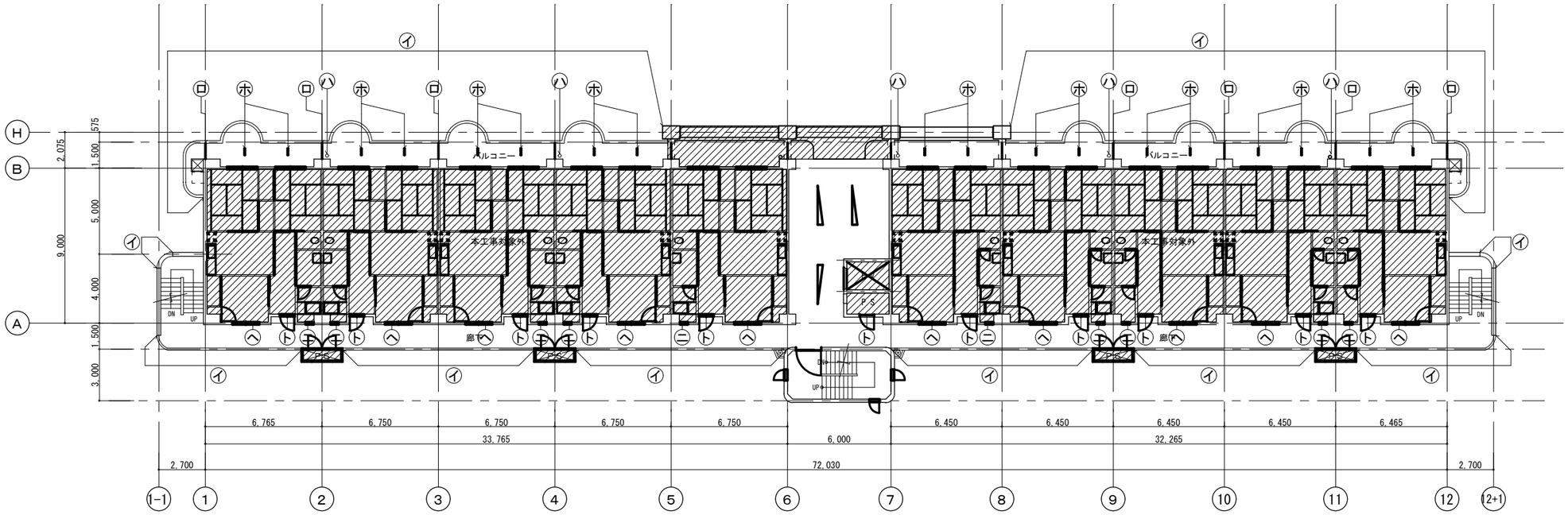

7階平面図　1/200

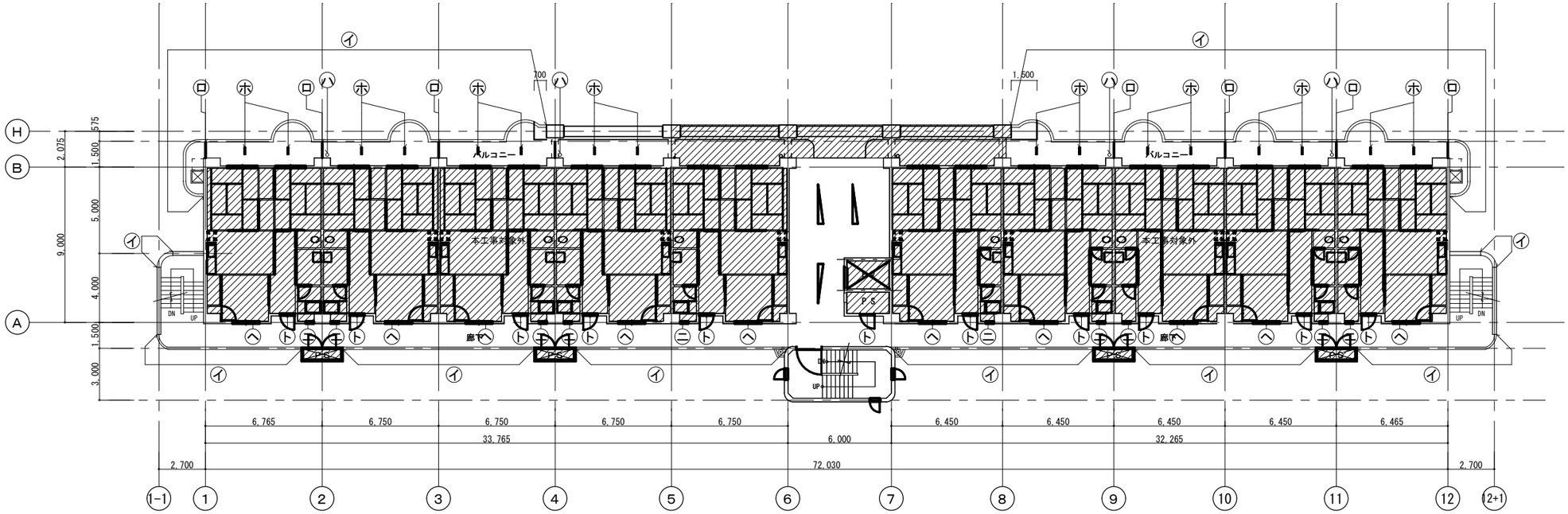

6階平面図　1/200

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様	特記
㋑	手摺・笠木	イ）鋼製手摺：OP塗り　ロ）笠木：防水ｽﾀﾝﾄﾞ金ｺﾞﾃ	イ）ＤＰ塗替え（Ｂ種）　ロ）下地処理の上、塗膜防水（X-2）	
㋺	隔板	石綿板　t5 SOP塗	既存隔板（ｶﾞｰﾄﾞ面）ＤＰ塗替え（Ｂ種）　※避難ｽﾃｯﾌﾟｶﾞｰﾄ貼替え	シーリング打替え；サッシ廻り換気ｲｸﾞｿﾞｰﾄﾞ、その他金物部分、外壁目地、その他金物部合い部等
㋩	竪樋	OP塗り	ＤＰ塗替え（Ｂ種）	
㋥	通気管	OP塗り	ＤＰ塗替え（Ｂ種）	堀三板：消火器等；仮撤去・復旧とする
㋭	物干し金物	物干し金物(KJ　E-310-1)	既存物干し金物撤去の上、ｱﾙﾐｼﾙﾊﾞｰ物干し金物新設	構造上配管類で壁面に密着していてやむなく防蟻薬剤塗料Ｅ吹付とする
㋬	鋼製格子	W1,450 x H910　OP塗り	ＤＰ塗替え（Ｂ種）	
㋣	住戸扉・設備扉	OP塗り	ＤＰ塗替え（Ｂ種）	
㋟	軒天井	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法（下地調整　C-1 ｶﾁｵﾝ系）の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
㋠	階段室天井・段裏	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法（下地調整　C-1 ｶﾁｵﾝ系）の上、外装薄塗材Ｅ吹付	

▨ 本工事対象外

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称　Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１　７号棟外壁改修工事	●図面番号　A-08	（株）野々瀬建築都市設計事務所
	●図面名称　6階平面図・7階平面図	●縮尺　(A2)　1:200	野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号

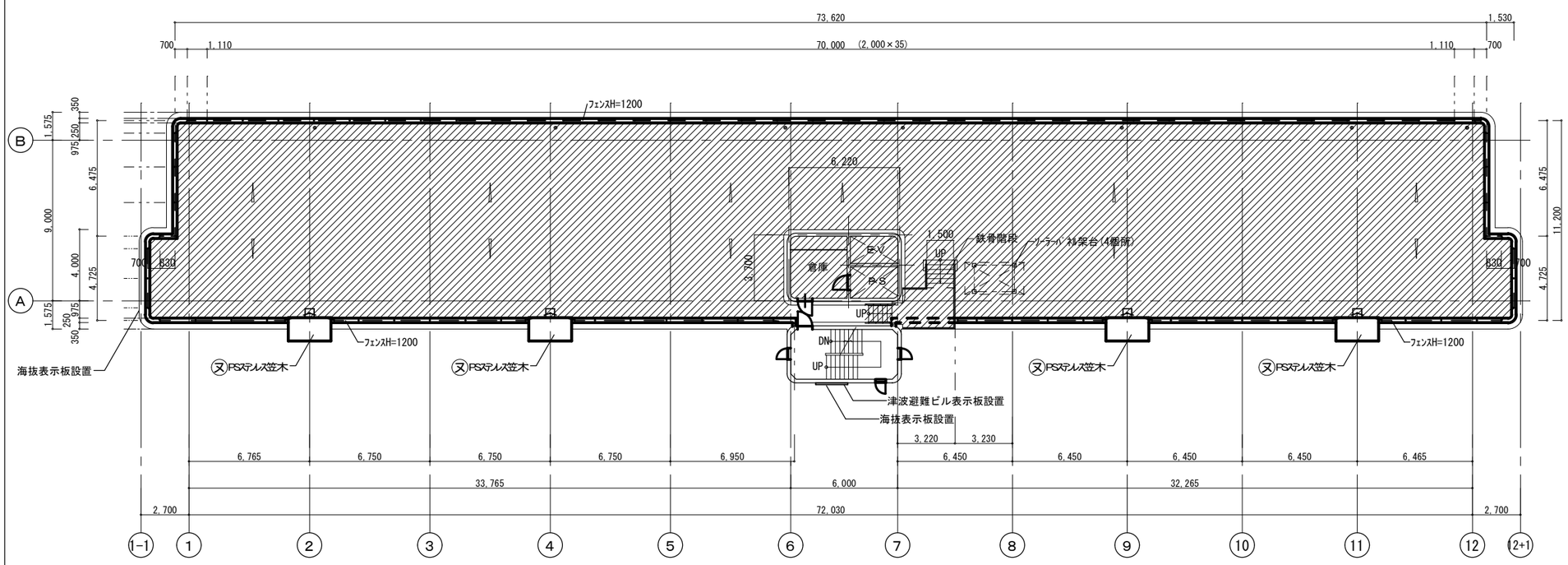

ＰＨ１階平面図　1/200

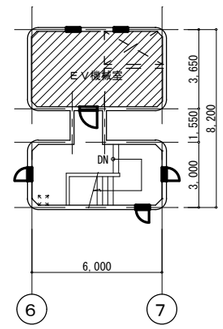

ＰＨ２階平面図　1/200

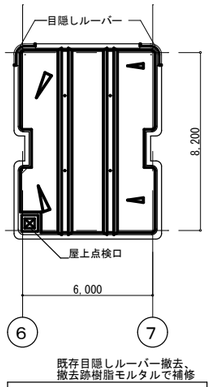

ＰＨＲ階平面図　1/200

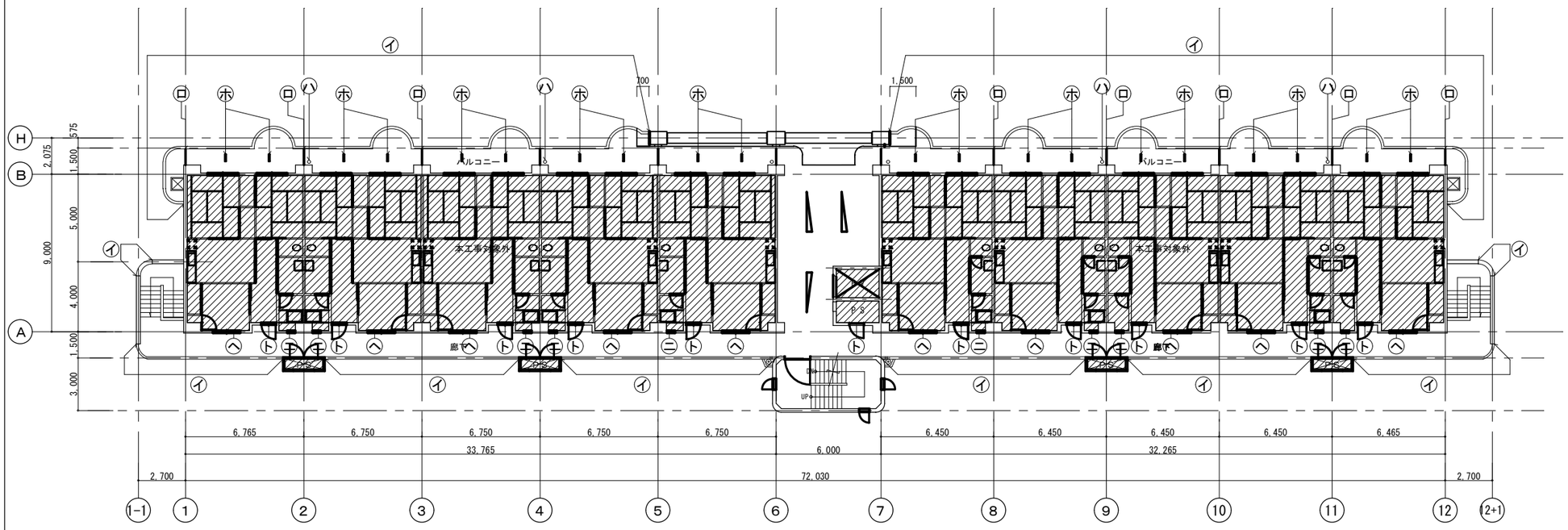

８階平面図　1/200

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様	特記
イ	手摺・笠木	イ) 鋼製手摺：OP塗り ロ) 笠木：防水モルタル金ゴテ	イ) ＤＰ塗替え(B種) ロ) 下地処理の上、塗膜防水(X-2)	シーリング打替え： サッシ周り、換気パイプ・フード周り、 外壁目地、その他金物取合い部等
ロ	隔板	石綿板　t5 SOP塗	既存隔板(ボード面)ＤＰ塗替え(B種) ※避難ステッカー貼替え	掲示板・消火器等： 仮撤去・復旧とする
ハ	竪樋	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	横走り配管類で壁面に 密着している箇所は、 防水型複層薄塗材Ｅ吹付とする
ニ	通気管		ＤＰ塗替え(B種)	
ホ	物干し金物	物干し金物(KJ　E-310-1)	既存物干し金物撤去の上、 アルミシルバー物干し金物新設	PH2階既存目隠し鋼製ルーバー： 全数撤去処分する。 ・支持金物部分は、はつり 取ること ・撤去後の埋設鉄部は錆止め 塗装を行うこと ・撤去跡は樹脂モルタルにて補修、 下地調整の上、防水形複層 塗材Ｅ吹付とする
ヘ	鋼製格子	W1,450 x H910　OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
ト	住戸扉・設備扉	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
チ	軒天井	コンパネ打放し、リシン吹付け	サンダー工法(下地調整 C-1 カチオン系) の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
リ	階段室天井・段裏	コンパネ打放し、リシン吹付け	サンダー工法(下地調整 C-1 カチオン系) の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
ヌ	ＰＳステンレス笠木	ステンレス笠木	塗膜防水X-2併用工法	

本工事対象外

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称 Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号 A-09	（株）野々瀬建築都市設計事務所 野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号	
	●図面名称 8階平面図・PH1-2階平面図	●縮尺 (A2)　1:200		

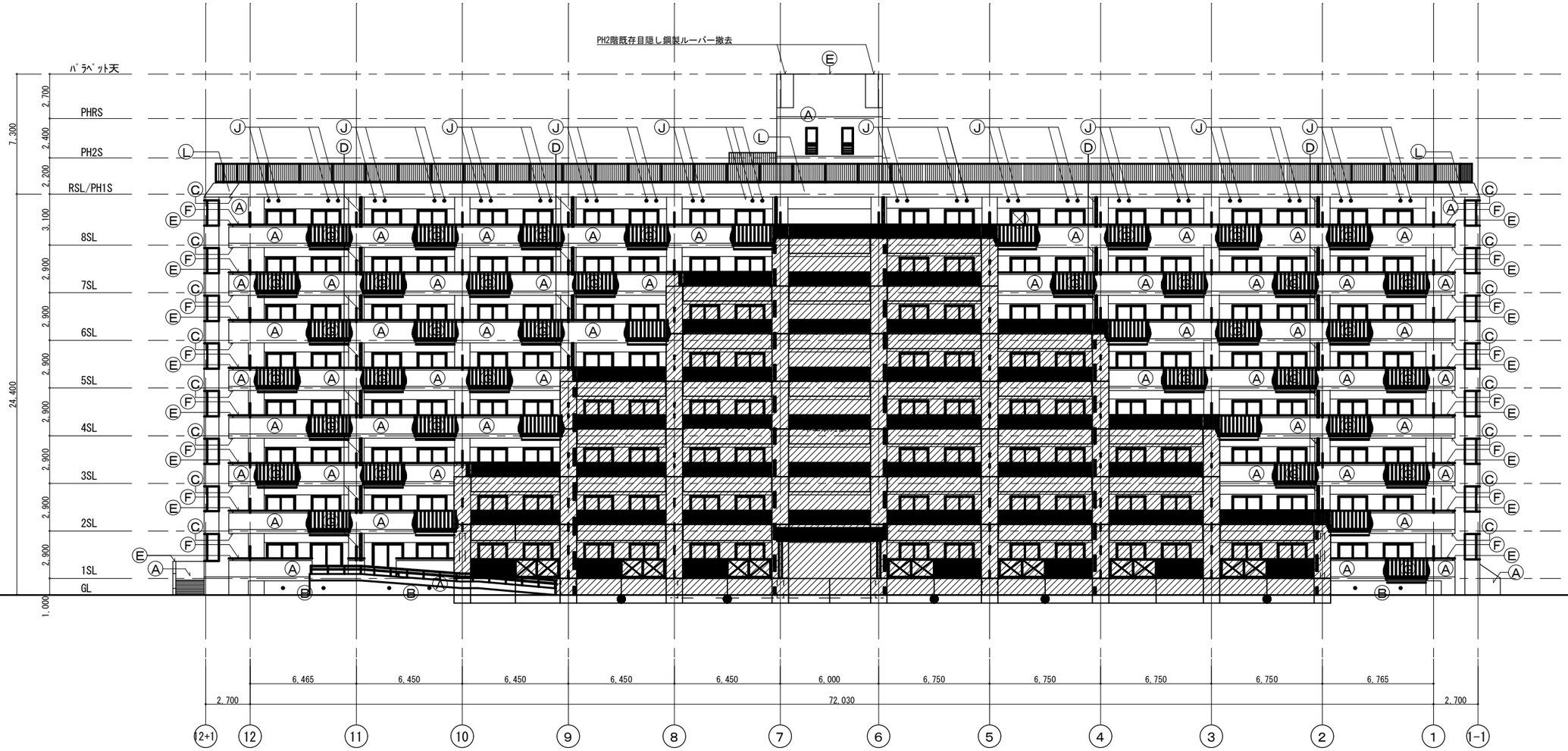

東立面図　1/200

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様	備考
Ⓐ	外壁・手摺壁	合板型枠打ち放し、ｾﾗｽｷﾝ系吹付　※PS外壁:PC版、ｾﾗｽｷﾝ系吹付	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、防水形複層塗材Ｅ吹付	
Ⓑ	巾木	ｲ) 外壁：合板型枠打ち放し　ﾛ) ｽﾛｰﾌﾟ他：防水ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ	ｲ) 水洗い工法　ﾛ) 下地処理の上、塗膜防水(X-2)	
Ⓒ	軒天井	ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
Ⓓ	竪樋	ＯＰ塗	ＤＰ塗替え	
Ⓔ	笠木（手摺壁）	防水ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ	下地処理の上、塗膜防水(X-2)	
Ⓕ	鋼製手摺	GP-25A ＯＰ塗　（手摺子：GP-10A ＯＰ塗）　※ｱﾙﾐ製手摺は既存のまま	ＤＰ塗替え(B種)　※手摺子共	
Ⓖ	鋼製Ｒ手摺	GP-25A ＯＰ塗　（手摺子：GP-10A ＯＰ塗）	下桟改修(別図参照)、手摺・手摺子取付直し、ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓗ	鋼製格子	W1,450 x H910	新設	
Ⓘ	配水管・通気管	ＯＰ塗	ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓙ	小屋裏換気パイプ	ＯＰ塗	ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓚ	避難タラップ	ＯＰ塗	ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓛ	パラペット	合板型枠打ち放し、吹付ﾀｲﾙ	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
Ⓜ	ＰＳ外壁	PC版、ｾﾗｽｷﾝ系吹付	ｻﾝﾀﾞｰ工法の上、防水形複層塗材Ｅ吹付	
⊗	既設アンテナ		取外し、足場仮取付け、作業完了後復旧	

特　　記
ｼｰﾘﾝｸﾞ打替え： ｻｯｼ周り，換気ﾊﾟｲﾌﾟ･ﾌｰﾄﾞ周り，外壁目地，その他金物取合い部等
掲示板･消火器等： 仮撤去･復旧とする
横走り配管類で壁面に密着している箇所は、 防水形複層薄塗材Ｅ吹付とする
PH2階既存目隠し鋼製ルーバー： 全数撤去処分する。 ・支持金物部分は、はつり取ること ・撤去後の埋設鉄部は錆止め塗装を行うこと ・撤去跡は樹脂モルタルにて補修、下地調整の上、 防水形複層塗材Ｅ吹付とする

外壁改修内容	
工　法	備考（参考数量）
ひびわれ部樹脂注入工法 0.2mm幅以上～1.0mm幅以下 （ﾓﾙﾀﾙ塗り仕上げ）	480 m
ひびわれ部Uｶｯﾄｼｰﾙ充填工法 1.0mm幅をこえる （ﾓﾙﾀﾙ塗り仕上げ）	0 m
浮き部ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.25㎡未満　0 箇所 0.25㎡以上　0 ㎡ 狭幅部　170 m
欠損部改修　充填工法	深さ20mm爆裂　31.3 m 深さ30mm爆裂　7.4 m 深さ50mm爆裂　1.1 m

※積算計上数量は、１階部分の調査数量を調査し、
全体数量との面積比率により算定した数量の70%を
計上している。

本工事対象外

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称 Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号 A-10	（株）野々瀬建築都市設計事務所 野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号	
	●図面名称 立面図１	●縮尺 (A2)　1:200		

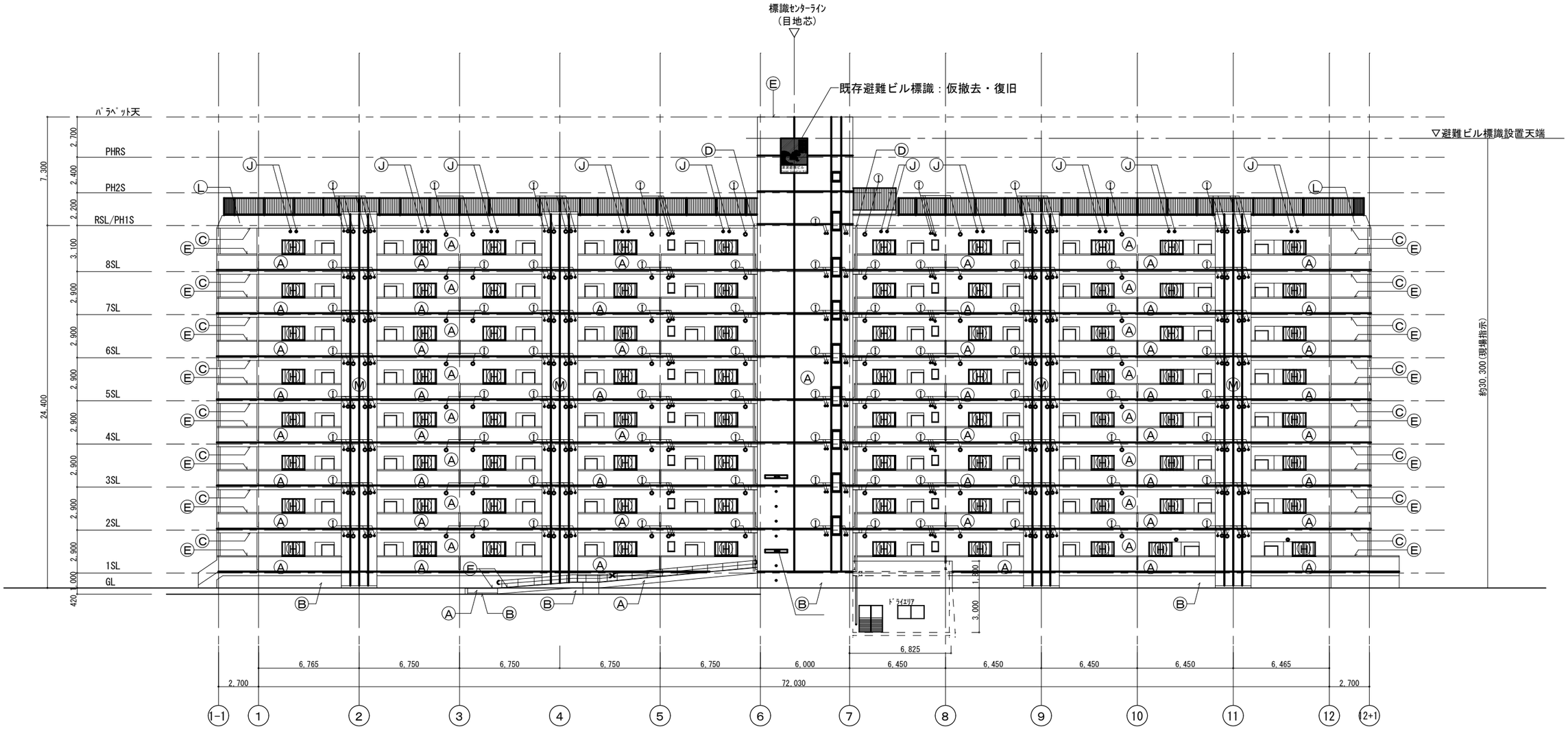

西立面図　1/200

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様	備考
Ⓐ	外壁・手摺壁	合板型枠打ち放し、ｾﾗｽｷﾝ系吹付　※PS外壁:PC版、ｾﾗｽｷﾝ系吹付	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、防水形複層塗材Ｅ吹付	
Ⓑ	巾木	ｲ) 外壁：合板型枠打ち放し　ﾛ) ｽﾛｰﾌﾟ他：防水ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ	ｲ) 水洗い工法　ﾛ) 下地処理の上、塗膜防水(X-2)	
Ⓒ	軒天井	ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
Ⓓ	竪樋	ＯＰ塗	ＤＰ塗替え	
Ⓔ	笠木（手摺壁）	防水ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ	下地処理の上、塗膜防水(X-2)	
Ⓕ	鋼製手摺	GP-25A ＯＰ塗　（手摺子：GP-10A ＯＰ塗）　※ｱﾙﾐ製手摺は既存のまま	ＤＰ塗替え(B種)　※手摺子共	
Ⓖ	鋼製Ｒ手摺	GP-25A ＯＰ塗　（手摺子：GP-10A ＯＰ塗）	下桟改修(別図参照)、手摺・手摺子取付直し、ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓗ	鋼製格子	W1,450 x H910	新設	
Ⓘ	配水管・通気管	ＯＰ塗	ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓙ	小屋裏換気パイプ	ＯＰ塗	ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓚ	避難タラップ	ＯＰ塗	ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓛ	パラペット	合板型枠打ち放し、吹付ﾀｲﾙ	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
Ⓜ	ＰＳ外壁	PC版、ｾﾗｽｷﾝ系吹付	ｻﾝﾀﾞｰ工法の上、防水形複層塗材Ｅ吹付、目地シーリング	
⊗	既設アンテナ		取外し、足場仮取付け、作業完了後復旧	

特　　記

ｼｰﾘﾝｸﾞ打替え：
ｻｯｼ周り，換気ﾊﾟｲﾌﾟ・ﾌｰﾄﾞ周り，外壁目地，その他金物取合い部等

掲示板・消火器等：
仮撤去・復旧とする

横走り配管類で壁面に密着している箇所は、
防水形複層薄塗材Ｅ吹付とする

PH2階既存目隠し鋼製ルーバー：
全数撤去処分する。
・支持金物部分は、はつり取ること
・撤去後の埋設鉄部は錆止め塗装を行うこと
・撤去跡は樹脂モルタルにて補修、下地調整の上、
　防水形複層塗材Ｅ吹付とする

▨ 本工事対象外

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称　Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号　A-11	（株）野々瀬建築都市設計事務所
	●図面名称　立面図２	●縮尺　(A2)　1:200	野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号

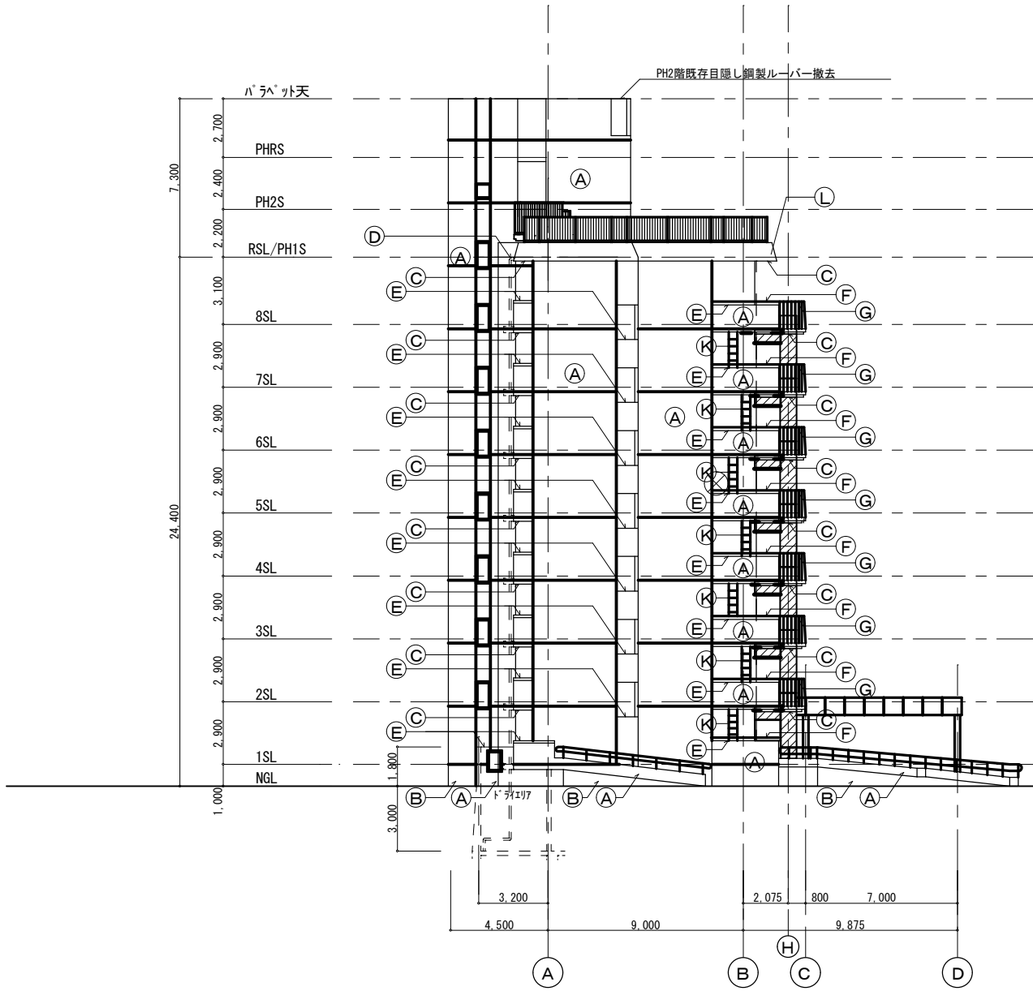

南立面図　1/200

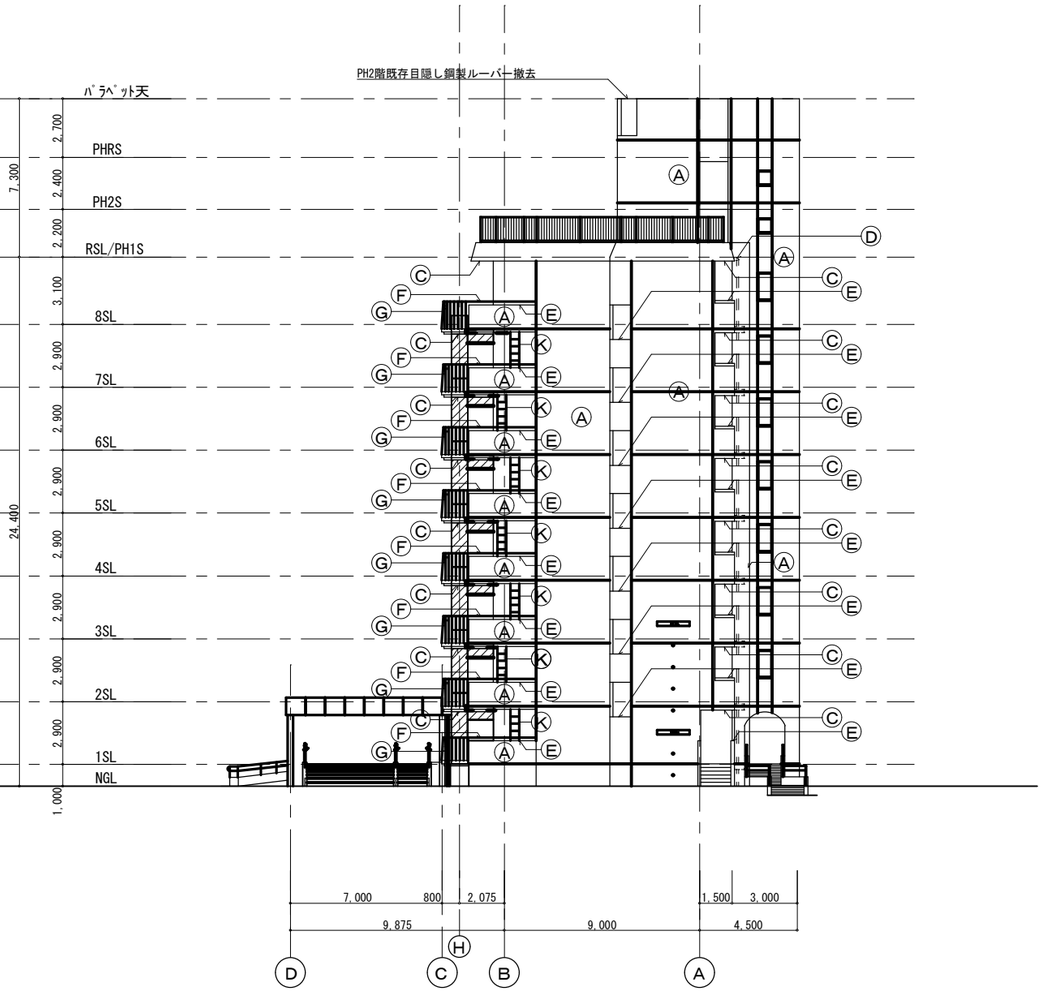

北立面図　1/200

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様	備考
Ⓐ	外壁・手摺壁	合板型枠打ち放し、ｾﾗｽｷﾝ系吹付　※PS外壁:PC版、ｾﾗｽｷﾝ系吹付	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、防水形複層塗材Ｅ吹付	
Ⓑ	巾木	ｲ) 外壁：合板型枠打ち放し　ﾛ) ｽﾛｰﾌﾟ他：防水ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ	ｲ) 水洗い工法　ﾛ) 下地処理の上、塗膜防水(X-2)	
Ⓒ	軒天井	ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
Ⓓ	竪樋	ＯＰ塗	ＤＰ塗替え	
Ⓔ	笠木（手摺壁）	防水ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ	下地処理の上、塗膜防水(X-2)	
Ⓕ	鋼製手摺	GP-25A ＯＰ塗　（手摺子：GP-10A ＯＰ塗）　※ｱﾙﾐ製手摺は既存のまま	ＤＰ塗替え(B種)　※手摺子共	
Ⓖ	鋼製Ｒ手摺	GP-25A ＯＰ塗　（手摺子：GP-10A ＯＰ塗）	下桟改修(別図参照)、手摺・手摺子取付直し、ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓗ	鋼製格子	W1,450 x H910	新設	
Ⓘ	配水管・通気管	ＯＰ塗	ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓙ	小屋裏換気パイプ	ＯＰ塗	ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓚ	避難タラップ	ＯＰ塗	ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓛ	パラペット	合板型枠打ち放し、吹付ﾀｲﾙ	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
Ⓜ	ＰＳ外壁	PC版、ｾﾗｽｷﾝ系吹付	ｻﾝﾀﾞｰ工法の上、防水形複層塗材Ｅ吹付、目地シーリング	
⊗	既設アンテナ		取外し、足場仮取付け、作業完了後復旧	

特　　記

ｼｰﾘﾝｸﾞ打替え：
ｻｯｼ周り，換気ﾊﾟｲﾌﾟ・ﾌｰﾄﾞ周り，外壁目地，その他金物
取合い部等

掲示板・消火器等：
仮撤去・復旧とする

横走り配管類で壁面に密着している箇所は、
防水形複層薄塗材Ｅ吹付とする

PH2階既存目隠し鋼製ルーバー：
全数撤去処分する。
・支持金物部分は、はつり取ること
・撤去後の埋設鉄部は錆止め塗装を行うこと
・撤去跡は樹脂モルタルにて補修、下地調整の上、
　防水形複層塗材Ｅ吹付とする

▨ 本工事対象外

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称　Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１　７号棟外壁改修工事	●図面番号　A-12	（株）野々瀬建築都市設計事務所
	●図面名称　立面図３	●縮尺　(A2)　1:200	野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号

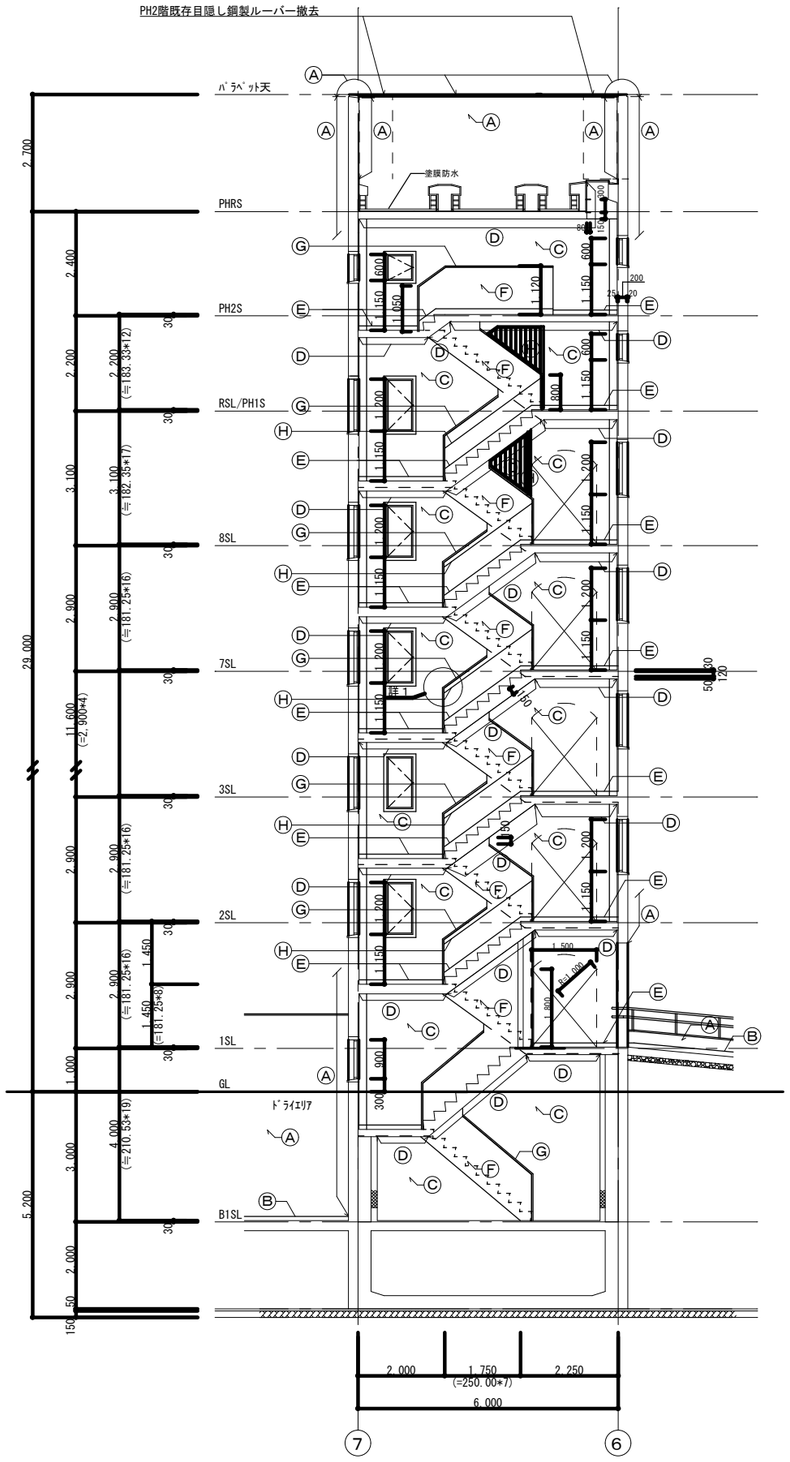

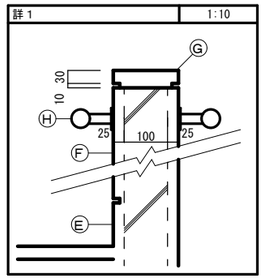

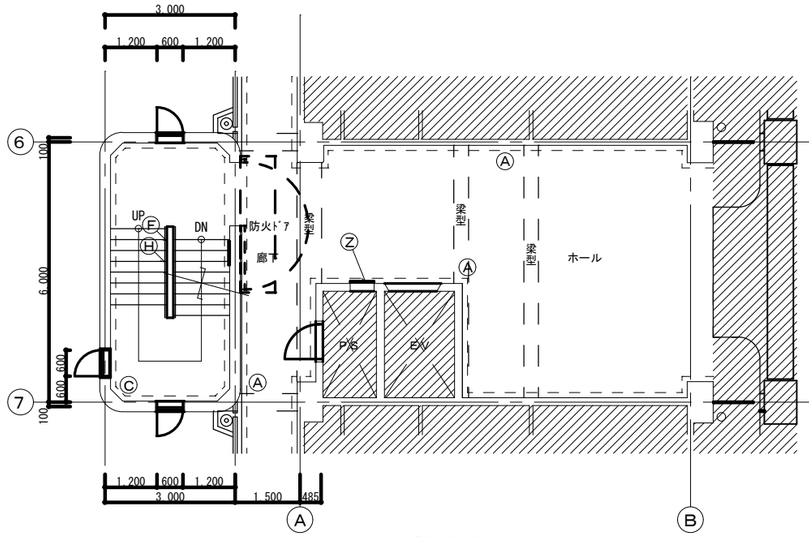

中央階段基準階平面図　１：１００

－ － － －：壁改修範囲を示す。
※建物外壁(屋外)改修範囲は別図参照。

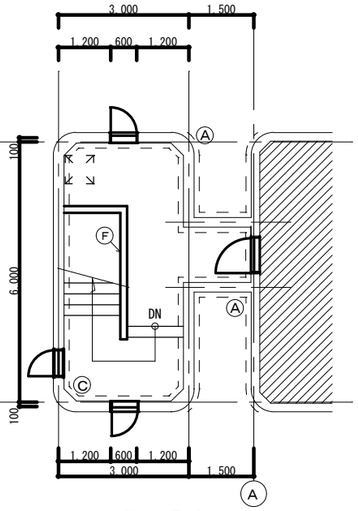

－ － － －：壁改修範囲を示す。
※建物外壁(屋外)改修範囲は別図参照。

中央階段ＰＨ２階平面図　１：１００

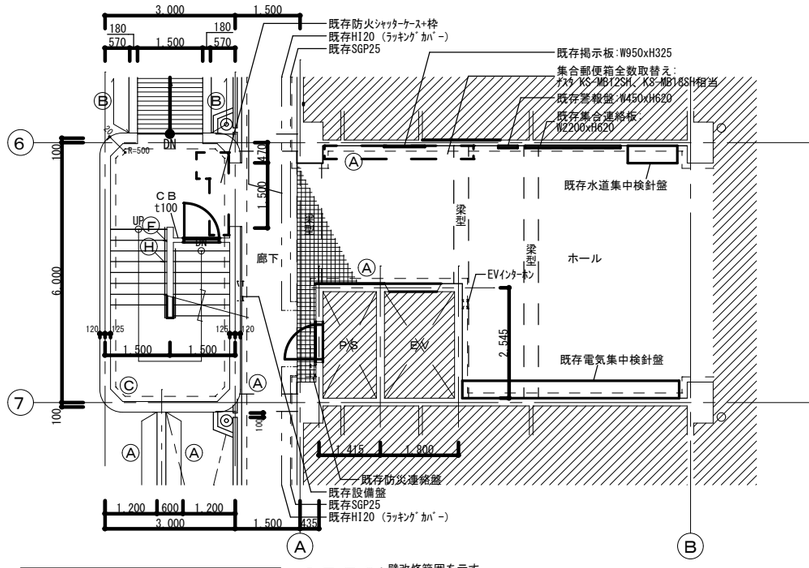

中央階段１階平面図　１：１００

－ － － －：壁改修範囲を示す。
※建物外壁(屋外)改修範囲は別図参照。

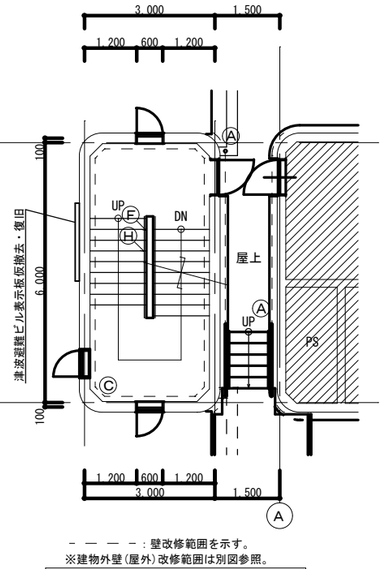

－ － － －：壁改修範囲を示す。
※建物外壁(屋外)改修範囲は別図参照。

中央階段ＰＨ１階平面図　１：１００

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様
Ⓐ	外壁・手摺壁	合板型枠打放し(下地補修) ｾﾗｽｷﾝ吹付(ｼｰﾗｰ処理の上)	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、防水形複層塗材Ｅ吹付
Ⓑ	外壁巾木・ｽﾛｰﾌﾟ立上り	合板型枠打放し	水洗い(両側面・天端共)
Ⓒ	壁(中央階段)	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ　ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付	ｻﾝﾀﾞｰ工法の上、ＥＰ塗替え(B種)
Ⓓ	天井(中央階段)	段　裏：合板型枠打放し ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付 踊り場：同上 最上階：同上	段　裏：ｻﾝﾀﾞｰ工法の上、外装薄塗材Ｅ吹付 踊り場：同上 最上階：同上
Ⓔ	巾木	H100 防水ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ	水洗い
Ⓕ	階段手摺壁(中央階段)	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ　AEP塗	ｻﾝﾀﾞｰ工法の上、ＥＰ塗替え(B種)
Ⓖ	手摺(笠木)	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ	水洗い
Ⓗ	階段鋼製手摺	φ34 SOP塗	ＤＰ塗替え(B種)
Ⓩ	消防用設備(鋼製蓋)	3F～8F	ＤＰ塗替え(B種)

特　記	ｼｰﾘﾝｸﾞ打替え（ｻｯｼ周り、外壁目地、換気ﾊﾟｲﾌﾟ・ﾌｰﾄﾞ周り、その他金物取合い部等）。 横走り配管類で壁面に密着している箇所は、防水形複層薄塗材Ｅ吹付とする。 掲示板、消火器等は仮撤去・復旧とする。 階段ノンスリップ(ＳＵＳ W35*L1,200 ｱﾝｶｰ式)劣化・損傷が著しい箇所のみ取替え。

▨ 本工事対象外

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称 Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号 A-13	（株）野々瀬建築都市設計事務所 野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号
	●図面名称 階段詳細図１(中央通り)	●縮尺 (A2)　1:100, 1:10	

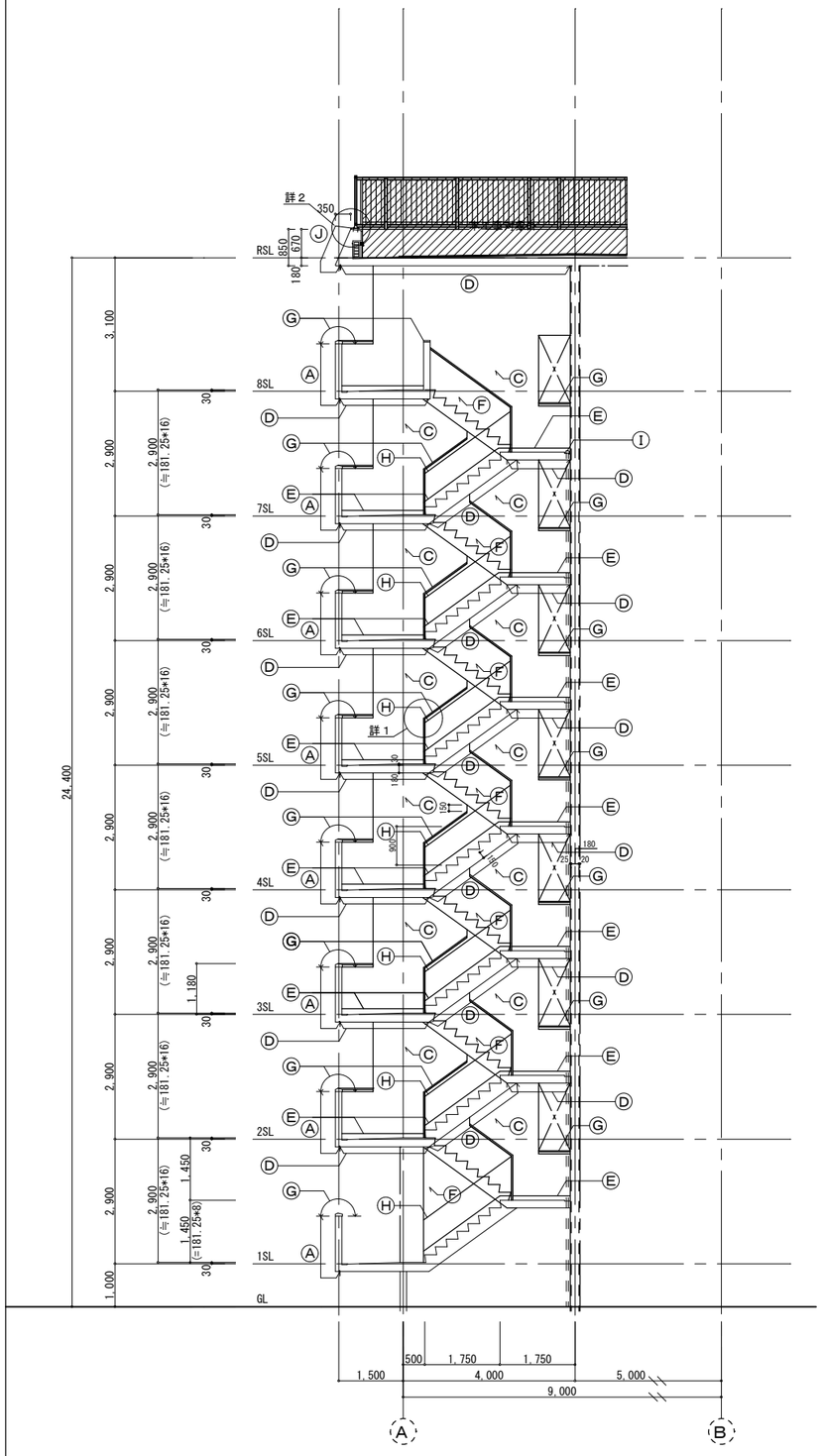

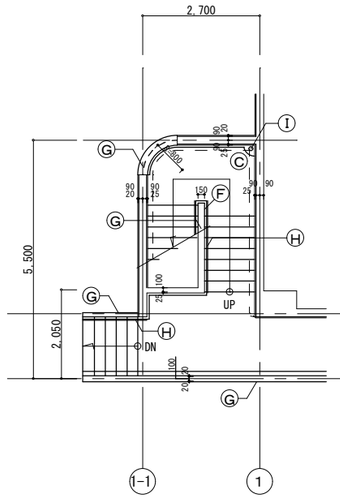

①通り階段１階平面図　１：１００

－ － － －：壁改修範囲を示す。
※建物外壁（屋外）改修範囲は別図参照。

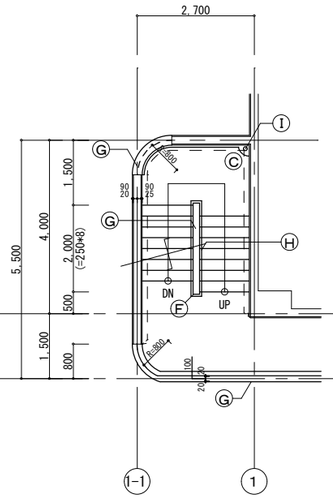

①通り階段基準階平面図　１：１００

－ － － －：壁改修範囲を示す。
※建物外壁（屋外）改修範囲は別図参照。

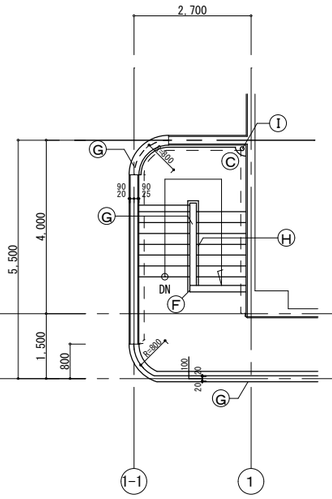

①通り階段８階平面図　１：１００

－ － － －：壁改修範囲を示す。
※建物外壁（屋外）改修範囲は別図参照。

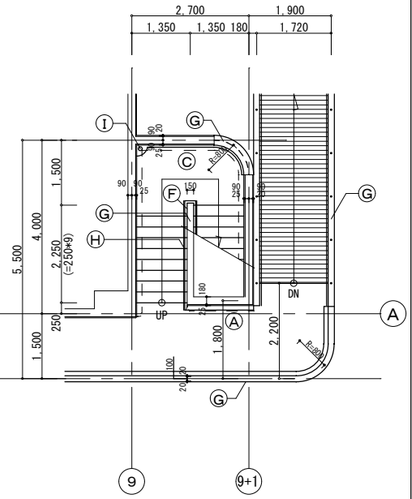

⑨通り階段１階平面図　１：１００

－ － － －：壁改修範囲を示す。
※建物外壁（屋外）改修範囲は別図参照。

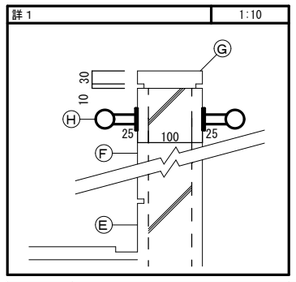

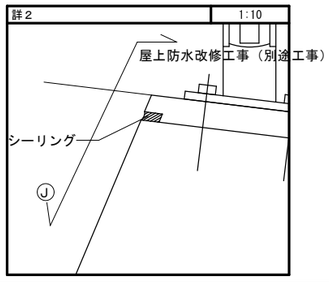

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様
Ⓐ	外壁・手摺壁	合板型枠打放し(下地補修) ｾﾗｽｷﾝ吹付(ｼｰﾗｰ処理の上)	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、防水形複層塗材Ｅ吹付
Ⓑ	外壁巾木・ｽﾛｰﾌﾟ立上り	合板型枠打放し	水洗い(両側面・天端共)
Ⓒ	壁(南北階段)	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ　ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、防水形複層塗材Ｅ吹付
Ⓓ	天井(南北階段)	段_裏：合板型枠打放し ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付 踊り場：同上 最上階：同上	段_裏：ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-2 ｶﾁｵﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付 踊り場：同上 最上階：同上
Ⓔ	巾木	H100 防水ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ	水洗い
Ⓕ	階段手摺壁(南北階段)	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ　AEP塗	ＥＰ塗替え(B種)
Ⓖ	手摺(笠木)	階段：ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ 廊下・踊り場：防水ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ	水洗い 下地処理の上、塗膜防水(X-2)
Ⓗ	鋼製手摺	階段：φ34 SOP塗 廊下：φ34 SOP塗	ＤＰ塗替え(B種) ＤＰ塗替え(B種)
Ⓘ	竪樋	VP φ50　OP塗	ＤＰ塗替え(B種)
Ⓙ	パラペット	合板型枠打放し、吹付ﾀｲﾙ	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付

特記	
	ｼｰﾘﾝｸﾞ打替え（ｻｯｼ周り、外壁目地、換気ﾊﾟｲﾌﾟ・ﾌｰﾄﾞ周り、その他金物取合い部等）。 横走り配管類で壁面に密着している箇所は、防水形複層薄塗材Ｅ吹付とする。 掲示板、消火器等は仮撤去・復旧とする。 階段ノンスリップ(真鍮 W35*L1,200 ｱﾝｶｰ式)劣化・損傷が著しい箇所のみ取替え。

▨ 本工事対象外

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称 Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号 A-14	（株）野々瀬建築都市設計事務所 野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号	
	●図面名称 階段詳細図２（①通り）	●縮尺 (A2)　1:100, 1:10		

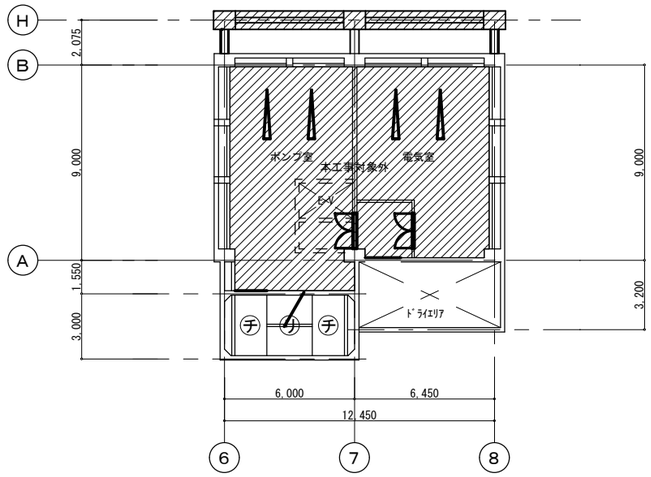

B１階天伏図　１：２００

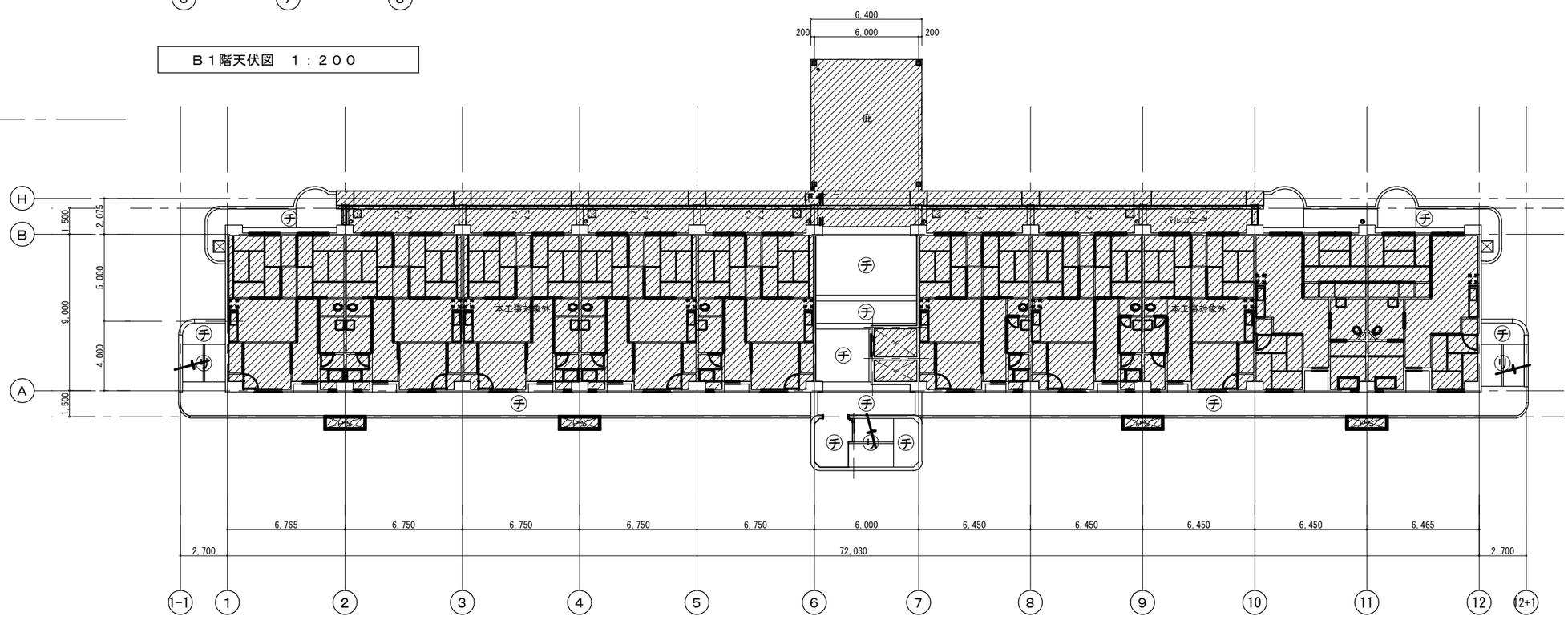

１階天伏図　１：２００

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様	特記
㋑	手摺・笠木	イ) 鋼製手摺 OP塗り　ロ) 笠木：防水モルタル金ｺﾃ	イ) ＤＰ塗替え（B種）　ロ) 下地処理の上、塗膜防水(X-2)	
㋺	隔板	石綿板 t5 SOP塗	既存隔板(ｶﾞｰﾄﾞ面)ＤＰ塗替え(B種)　※避難ｽﾃｯｶｰ貼替え	シーリング打替え；サッシ廻り換気ｲｸﾞｿﾞｰﾄﾞ 開口部外壁目地、その他金物部含む部等
㋩	竪樋	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
㋥	煙気管	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	屋根面：消火器等；仮撤去・復旧とする
㋭	物干し金物	物干し金物(KJ E-310-1)	既存物干し金物撤去の上、ｱﾙﾐｼﾙﾊﾞｰ物干し金物新設	
㋬	鋼製格子	W1,450 x H910 OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	構造躯体壁面に密着して設置される防火戸は、外装薄膜層薄塗材Ｅ吹付とする
㋣	住戸扉・設備扉	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
㋠	軒天井	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾞﾗｽﾀﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
㋡	階段室天井・段裏	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾞﾗｽﾀﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	

▨ 本工事対象外

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称　Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１　７号棟外壁改修工事	●図面番号　A-15	（株）野々瀬建築都市設計事務所
	●図面名称　1階天伏図・B1階天伏図	●縮尺　(A2)　1:200	野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号

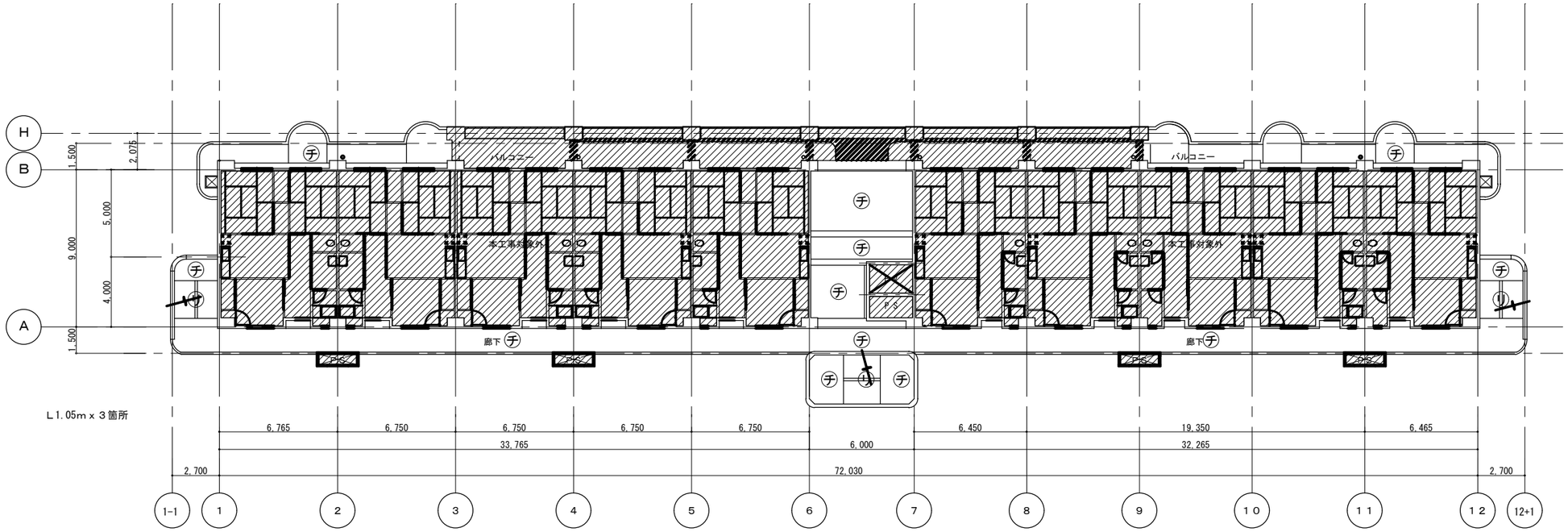

3階天伏図　1：200

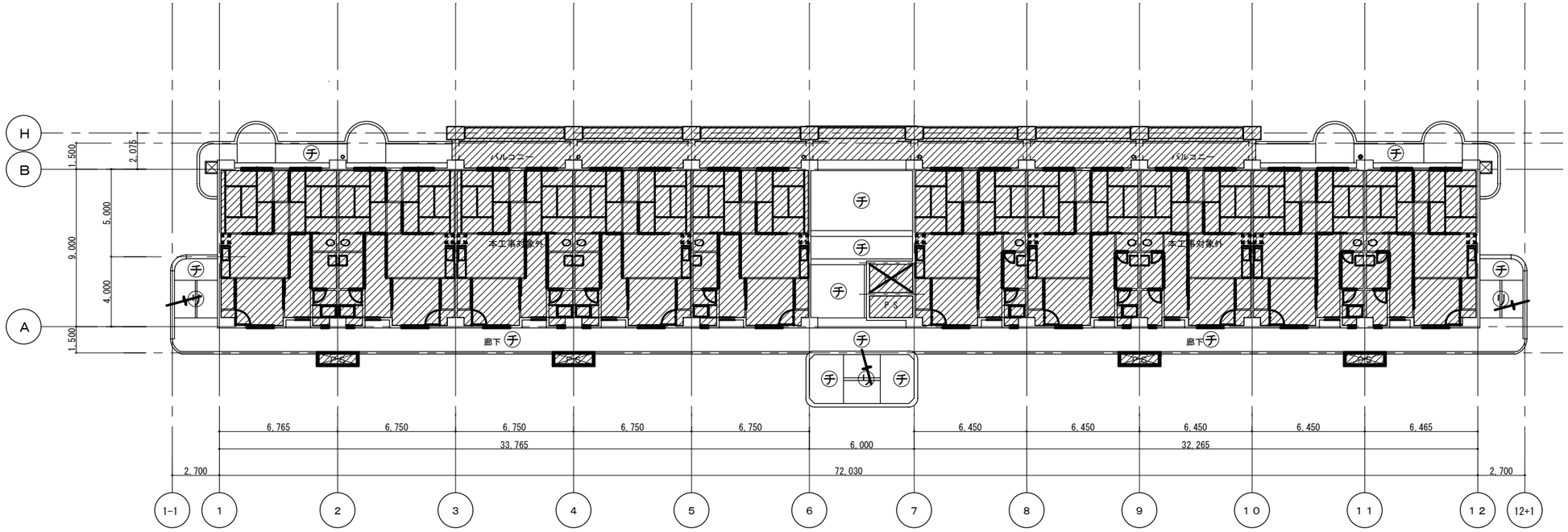

2階天伏図　1：200

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様	特記
イ	手摺・笠木	イ) 鋼製手摺：OP塗り　ロ) 笠木：防水ｽﾀﾝﾄﾞ金ｺﾞﾃ	イ) ＤＰ塗替え(B種)　ロ) 下地処理の上、塗膜防水(X-2)	
ロ	隔板	石綿板　t5 SOP塗	既存隔板(ｶﾞｰﾄﾞ面)ＤＰ塗替え(B種)　※避難ｽﾃｯﾌﾟ貼替え	シーリング打替え；サッシ廻り換気ｲﾍﾞﾝﾄ・フード周り外壁目地、その他金物部合い部等
ハ	竪樋	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
ニ	通気管	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	屋外設置：消火器等；撤去後復旧とする
ホ	物干し金物	物干し金物(KJ　E-310-1)	既存物干し金物撤去の上、ｱﾙﾐｼﾙﾊﾞｰ物干し金物新設	
ヘ	鋼製格子	W1,450 x H910　OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	構造躯体壁面に密着していない箇所は、防錆塗料塗装材E吹付とする
ト	住戸扉・設備扉	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
チ	軒天井	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整　C-1 ｶﾞｷﾁﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
リ	階段室天井・段裏	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整　C-1 ｶﾞｷﾁﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称　Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号　A-16	（株）野々瀬建築都市設計事務所
	●図面名称　2階天伏図・3階天伏図	●縮尺　(A2)　1:200	野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号

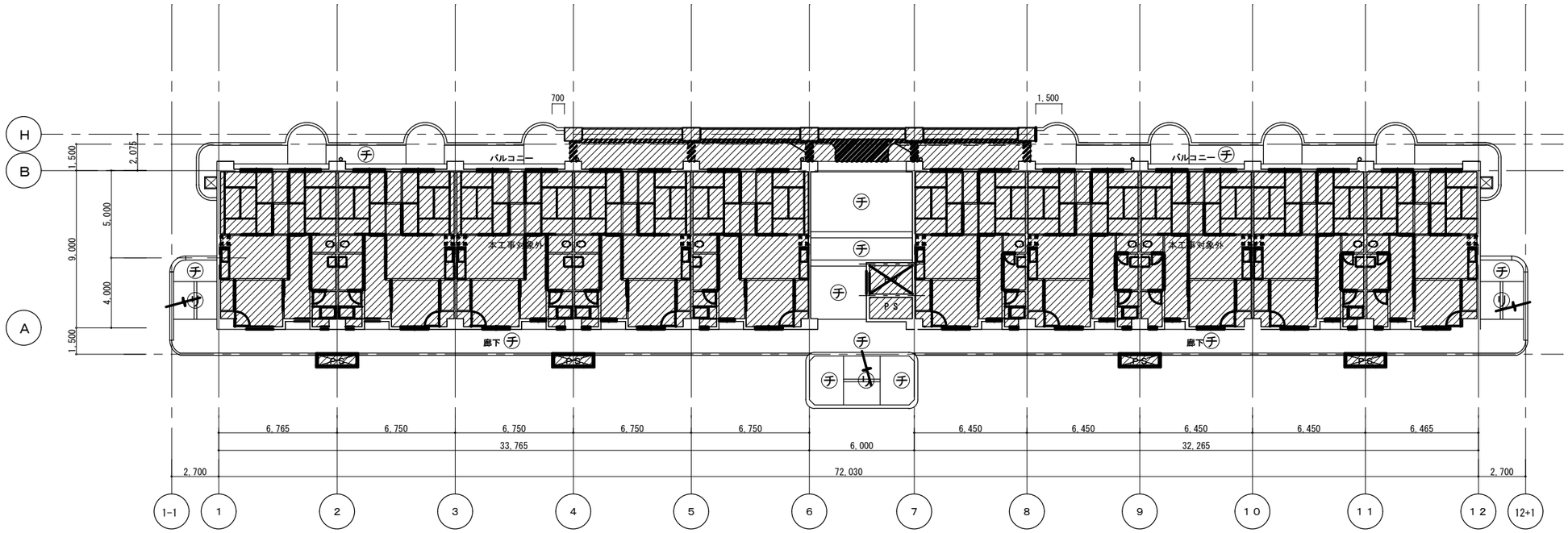

５階天伏図　１：２００

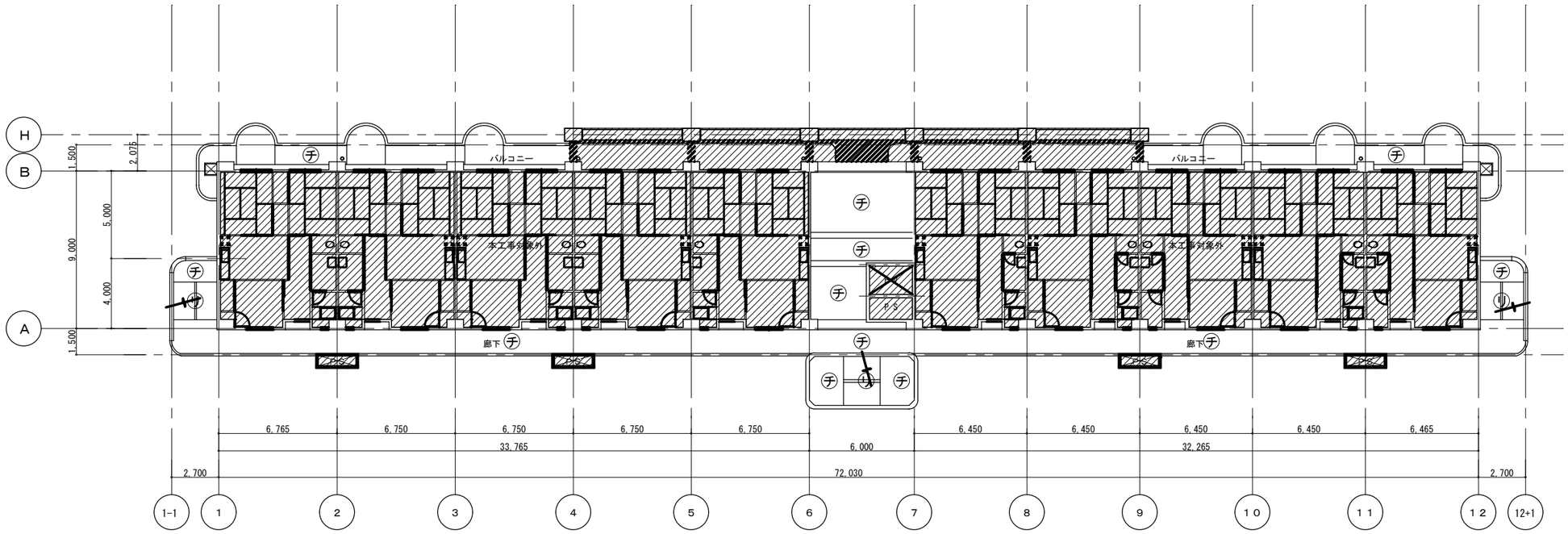

４階天伏図　１：２００

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様	特記
㋑	手摺・笠木	イ）鋼製手摺：OP塗り　ロ）笠木：防水ｽﾀﾝﾄﾞ金ｺﾞﾃ	イ）ＤＰ塗替え（Ｂ種）　ロ）下地処理の上、塗膜防水（X-2）	
㋺	隔板	石綿板　t5 SOP塗	既存隔板（ｶﾞｰﾄﾞ面）ＤＰ塗替え（Ｂ種）　※避難ｽﾃｯﾌﾟ貼替え	シーリング打替え；ｻｯｼ廻り換気ｶﾞﾗﾘ・フード廻り・外壁目地、その他金物部分合い部等
㋩	竪樋	OP塗り	ＤＰ塗替え（Ｂ種）	
㋥	通気管	OP塗り	ＤＰ塗替え（Ｂ種）	撤去仮：消火器等；仮撤去・復旧とする
㋭	物干し金物	物干し金物(KJ　E-310-1)	既存物干し金物撤去の上、ｱﾙﾐｼﾙﾊﾞｰ物干し金物新設	
㋬	鋼製格子	W1,450 x H910　OP塗り	ＤＰ塗替え（Ｂ種）	撤去し配管類で壁面に密着している箇所は、防錆塗装塗材Ｅ吹付とする
㋣	住戸扉・設備扉	OP塗り	ＤＰ塗替え（Ｂ種）	
㋠	軒天井	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法（下地調整　C-1 ｶﾞﾗｽﾀﾝ系）の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
㋡	階段室天井・段裏	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法（下地調整　C-1 ｶﾞﾗｽﾀﾝ系）の上、外装薄塗材Ｅ吹付	

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称 Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号 A-17	（株）野々瀬建築都市設計事務所 野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号
	●図面名称 4階天伏図・5階天伏図	●縮尺 (A2)　1:200	

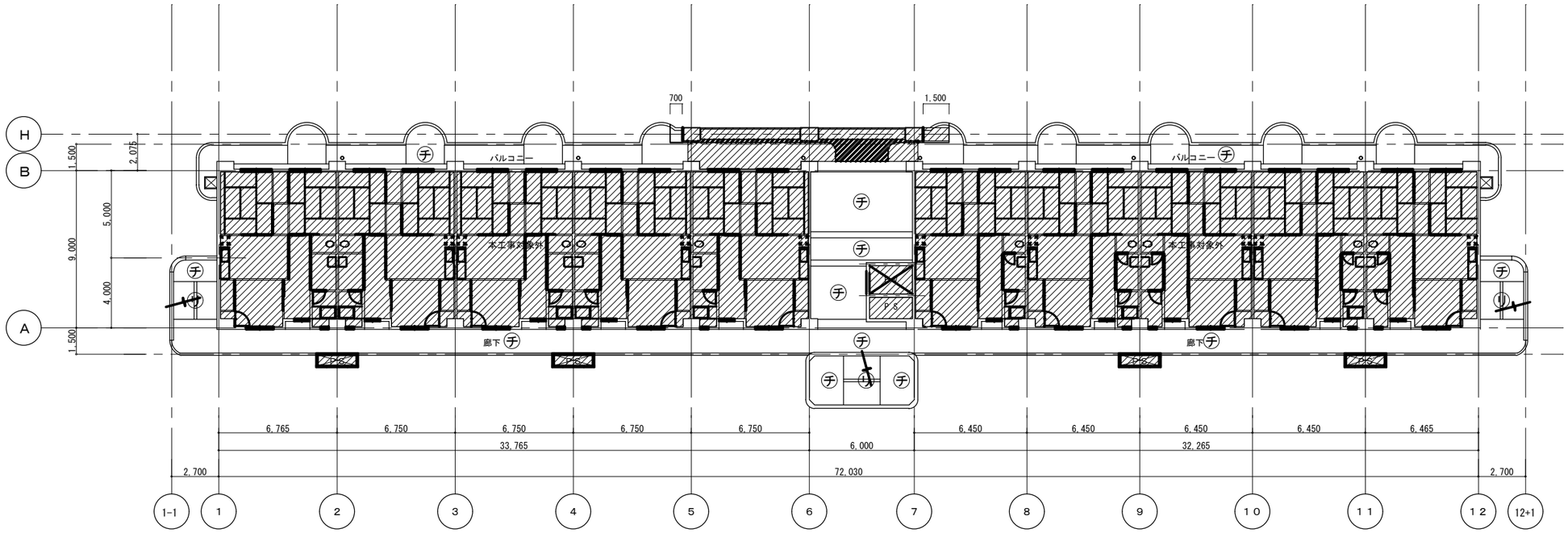

７階天伏図　1/200

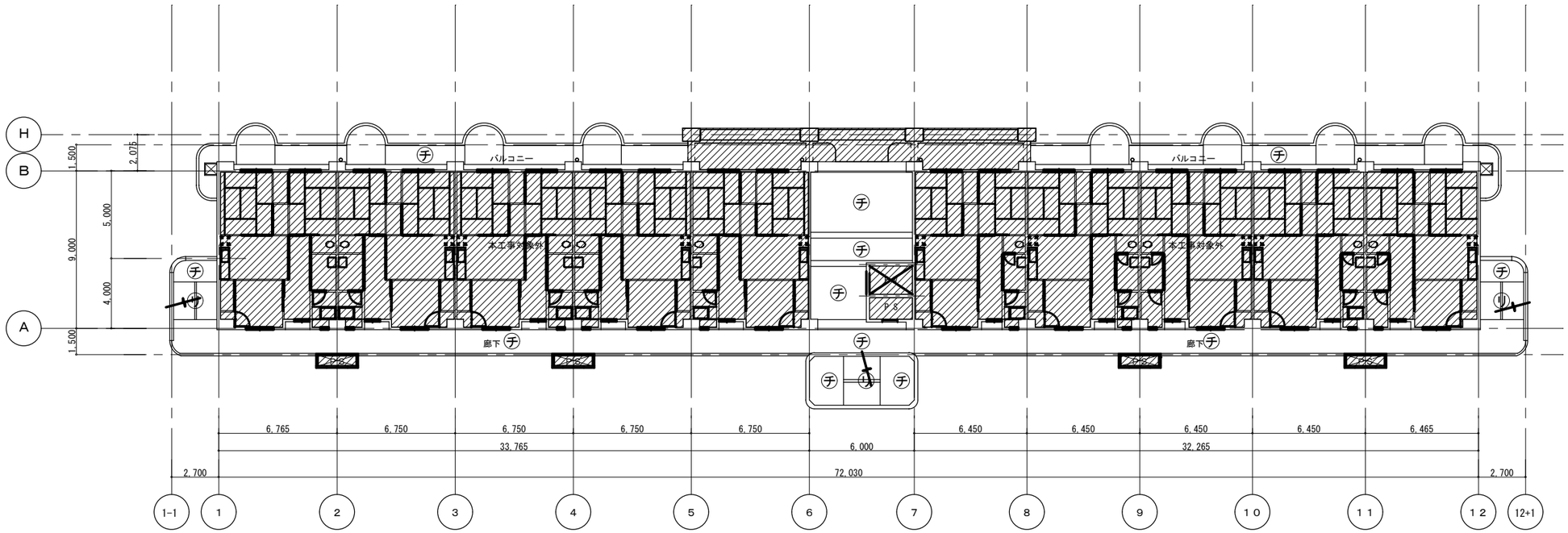

６階天伏図　1/200

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様	特記
㋑	手摺・笠木	イ) 鋼製手摺：OP塗り　ロ) 笠木：防水ｽﾀﾝﾄﾞ金ｺﾞﾃ	イ) ＤＰ塗替え(B種)　ロ) 下地処理の上、塗膜防水(X-2)	
㋺	隔板	石綿板　t5 SOP塗	既存隔板(ｶﾞｰﾄﾞ面)ＤＰ塗替え(B種)　※避難ｽﾃｯﾌﾟ貼替え	シーリング打替え；ｻｯｼ廻り換気ｲｸﾞ・フード廻り・外壁目地、その他金物部合い部等
㋩	竪樋	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
㋥	通気管	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	場所板：消火器等；仮撤去・復旧とする
㋭	物干し金物	物干し金物(KJ　E-310-1)	既存物干し金物撤去の上、ｱﾙﾐｼﾙﾊﾞｰ物干し金物新設	
㋬	鋼製格子	W1,450 x H910　OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	構造上配管類で壁面に密着しているため防水仕様層塗材Ｅ吹付とする
㋣	住戸扉・設備扉	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
㋠	軒天井	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整　C-1 ｶﾁｶﾁ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
㋡	階段室天井・段裏	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整　C-1 ｶﾁｶﾁ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称　Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号　A-18	（株）野々瀬建築都市設計事務所
	●図面名称　6階天伏図・7階天伏図	●縮尺　(A2)　1:200	野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号

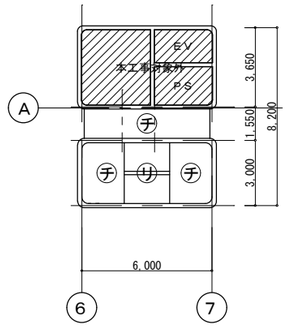

ＰＨ１階天伏図　１：２００

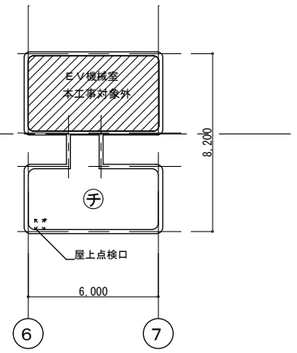

ＰＨ２階天伏図　１：２００

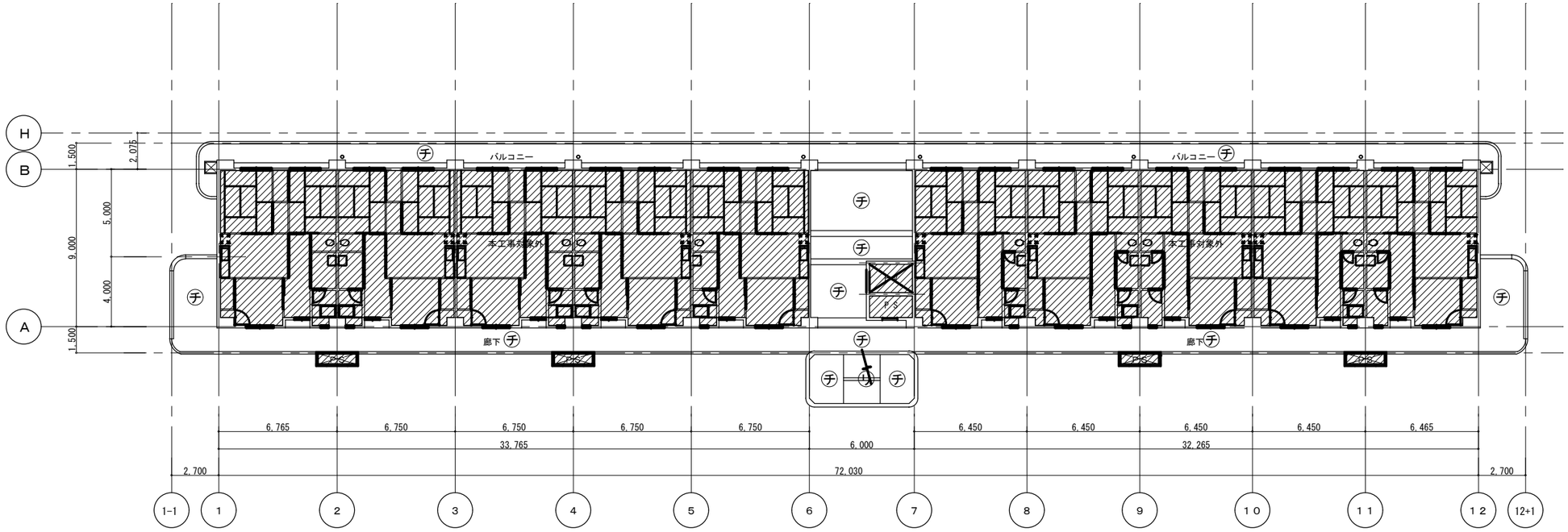

８階天伏図　1/200

記号	部位	改修前仕様	改修後仕様	特記
イ	手摺・笠木	イ）鋼製手摺：OP塗り　ロ）笠木：防水ｽﾀﾝﾄﾞ金ｺﾞﾃ	イ）ＤＰ塗替え（Ｂ種）　ロ）下地処理の上、塗膜防水（X-2）	
ロ	隔板	石綿板　t5 SOP塗	既存隔板（ｶﾞｰﾄﾞ面）ＤＰ塗替え（Ｂ種）　※避難ｽﾃｯﾌﾟ貼替え	シーリング打替え：ｻｯｼ廻り換気ｲﾍﾞﾝﾄ・フード廻り・外壁目地、その他金物部分合い部等
ハ	竪樋	OP塗り	ＤＰ塗替え（Ｂ種）	
ニ	通気管	OP塗り	ＤＰ塗替え（Ｂ種）	場所板：消火器等：仮撤去・復旧とする
ホ	物干し金物	物干し金物(KJ　E-310-1)	既存物干し金物撤去の上、ｱﾙﾐｼﾙﾊﾞｰ物干し金物新設	
ヘ	鋼製格子	W1,450 x H910　OP塗り	ＤＰ塗替え（Ｂ種）	躯体より配管類で開所は密閉しでいるので屋防水型樹脂塗材Ｅ吹付とする
ト	住戸扉・設備扉	OP塗り	ＤＰ塗替え（Ｂ種）	
チ	軒天井	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法（下地調整　C-1 ｶﾗﾀｯﾁ系）の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
リ	階段室天井・段裏	コンパネ打放し、リシン吹付け	ｻﾝﾀﾞｰ工法（下地調整　C-1 ｶﾗﾀｯﾁ系）の上、外装薄塗材Ｅ吹付	

本工事対象外

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称　Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１　７号棟外壁改修工事	●図面番号　A-19	（株）野々瀬建築都市設計事務所 野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号
	●図面名称　8階天伏図・PH１-2階天伏図	●縮尺　(A2)　1:200	

住戸部分　　基準階共用部分

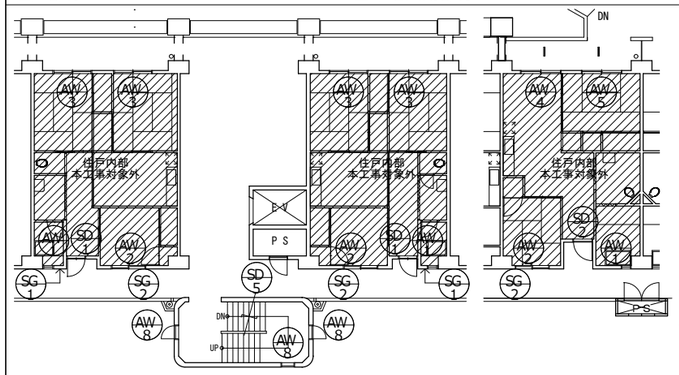

PH2F共用部分

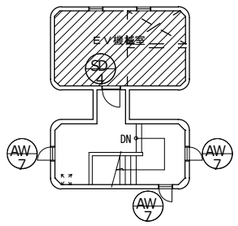

PH1F共用部分

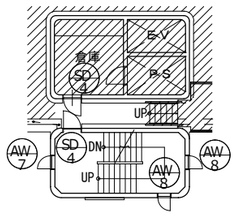

地階共用部分

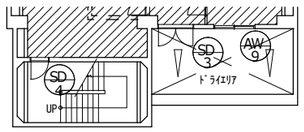

1F共用部分

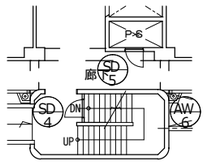

SD-1　塗装箇所　平面詳細図　　1：5

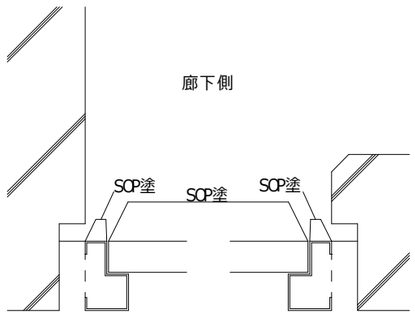

SG-2 窓格子　断面詳細図　　1：5

既存取り外して新設

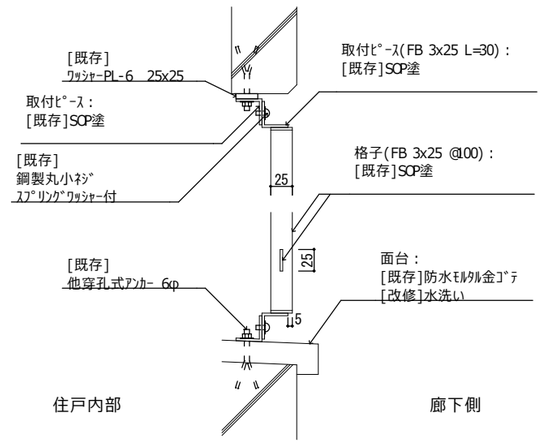

建具番号	AW-1	AW-2	AW-3	AW-4	AW-5	SD-1	SD-2	SG-1	SG-2
改修概要	建具周囲シーリング打替え	建具周囲シーリング打替え	建具周囲シーリング打替え	建具周囲シーリング打替え	建具周囲シーリング打替え	ＳＯＰ塗替え	ＳＯＰ塗替え	建具周囲シーリング打替え ＳＯＰ塗替え	新設
姿図	400 600 ▽FL	1500 900 120 寸法確認要	1700 1800 120	1800 1800 120	1800 1300 120	800 1900	850 1900	400 1265	1530 980
形式名称	ガラリ 付内倒し 窓	片引き 窓欄間付引き 違い窓	片引き 窓欄間付引き 違い窓	片引き 窓欄間付引き 違い窓	片引き 窓欄間付引き 違い窓	片開きプレスドア	片開きプレスドア	ガラリ 戸	窓格子
使用箇所	浴室(廊下側外壁)　80カ所	和室(廊下側外壁)　80カ所	和室(ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ側外壁)　156カ所	台所・食堂(ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ側外壁)　2カ所	和室(ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ側外壁)　2カ所	玄関　78カ所	玄関(1階)　2カ所	ﾊﾞﾗﾝｽ釜(廊下側外壁)　80カ所	和室(廊下側外壁)　80カ所
見込み	60	60	60	60	60	80(ドア：35)	80(ドア：35)	80(ドア：35)	
材質	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	化粧鋼板 OP塗り	化粧鋼板 OP塗り	スチール	アルミ 縦格子新設（L型ﾌﾞﾗｹｯﾄ）
ガラス	網入型ガラス6.8	網入型ガラス6.8	網入型ガラス4.0	上：フロートガラス5.0 下：網入型ガラス4.0	フロートガラス5.0				
金物	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式	取っ手、丁番 掛金施錠	
備考									

建具番号	AW-6	AW-7	AW-8	AW-9	SD-3	SD-4	SD-5
改修概要	建具周囲シーリング打替え	建具周囲シーリング打替え	建具周囲シーリング打替え	建具周囲シーリング打替え			
姿図	600 900 ▽FL	600 600	600 1200	1800 600	1600 2000	800 1800	800 1800
形式名称	竪軸ｴｰﾘ 出し 窓			引き 違い窓(水密性)	両開きフラッシュドア(水密性)	片開きフラッシュドア	片開きプレスドア
使用箇所	階段室　1カ所	4カ所	23カ所	地階電気室(ﾄﾞﾗｲｴﾘｱ)　1カ所	地階電気室(ﾄﾞﾗｲｴﾘｱ)　1カ所	階段室、倉庫　4カ所	PS(1F-8F)　8カ所
見込み	60			60	80(ドア：35)	80(ドア：35)	80(ドア：35)
材質	アルミ			アルミ			
ガラス	フロートガラス5			型ガラス4.0			
金物	附属金物一式			附属金物一式	附属金物一式	ｻﾑﾀｰﾝ付本締り ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠、SUS丁番、	本締り ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠、SUS丁番、
備考							

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称　Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号　A-20	（株）野々瀬建築都市設計事務所
	●図面名称　建具表　(A2)	●縮尺　1:100, 1:200, 1:5	野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号

廊下手摺笠木詳細図　1:10

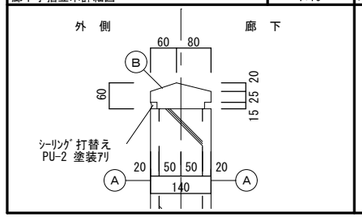

ﾊﾞﾙｺﾆｰ手摺笠木詳細図　1:10

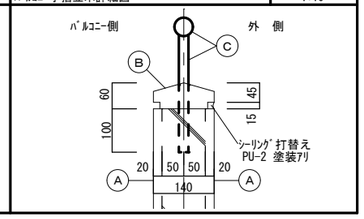

記号	部位	改修前仕様	改修概要	備考
Ⓐ	外壁・手摺壁	合板型枠打放し(下地補修) ｾﾗｽｷﾝ吹付(ｼｰﾗｰ処理の上)	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、防水形複層塗材Ｅ吹付	
Ⓑ	笠木	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ	下地補修の上、塗膜防水(X-2)	
Ⓒ	鋼製手摺	SGPφ34 SOP塗	ＤＰ塗替え(B種)※手摺子共	
Ⓓ	軒天	合板型枠打放し ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-2 ｶﾁｵﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
Ⓔ	隔板	石綿板　t5 SOP塗	既存隔板(ﾎﾞｰﾄﾞ面)ＤＰ塗替え(B種)　※避難ｽﾃｯｶｰ貼替え	計 45 枚
Ⓕ	巾木・面台	H100 防水ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ	水洗い	
Ⓖ	物干し金物	物干し金物(KJ　E-310-1)	既存物干し金物撤去の上、ｱﾙﾐｼﾙﾊﾞｰ物干し金物新設	計 52 ヶ所
Ⓗ	竪樋	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓘ	鋼製Ｒ手摺	鋼製Ｒ手摺：φ42.7x2.4 FP塗 支持　：丸鋼13@100 FP塗	既存鋼製Ｒ手摺撤去の上、SGPφ42.7x2.4 ＤＰ塗 新設 既存支持撤去の上、丸鋼13@100 ＤＰ塗 新設	計 35 ヶ所
Ⓙ	下桟	下桟　：φ42.7x2.4 FP塗 つなぎ管　：φ34.0x2.2@500 FP塗	既存下桟撤去の上、SGPφ42.7x2.4 ＤＰ塗 新設 新設下桟と溶接の上、ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓚ	パラペット	下桟　：φ42.7x2.4 FP塗	既存下桟撤去の上、SGPφ42.7x2.4 ＤＰ塗 新設	

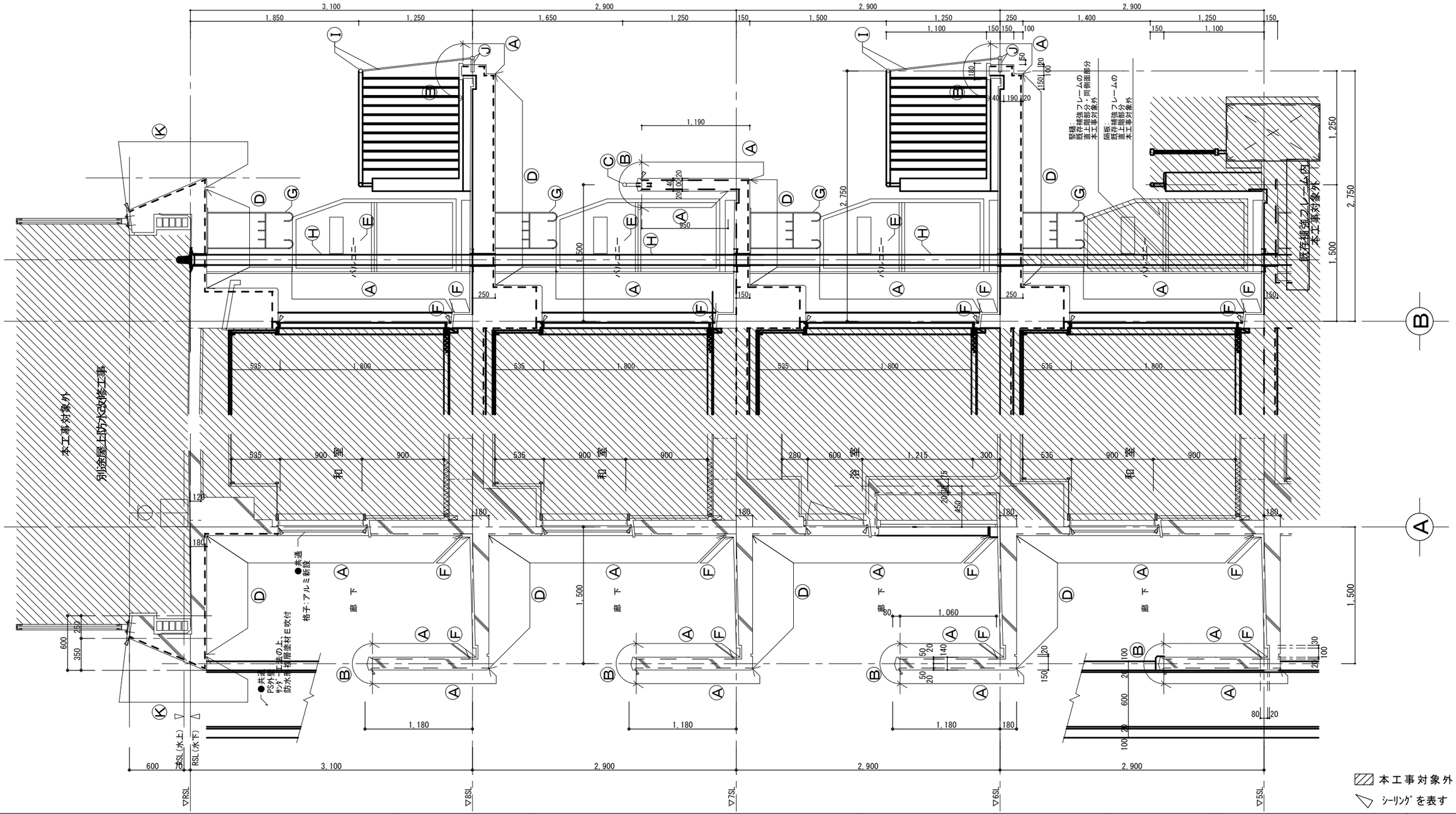

▨ 本工事対象外

▽ シーリングを表す

徳島県県土整備部住宅課		●工事名称 Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号 A-21	（株）野々瀬建築都市設計事務所 野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号
		●図面名称 手摺詳細図	●縮尺 (A2) 1:10,1:30	

下桟・つなぎ管詳細図　1:15

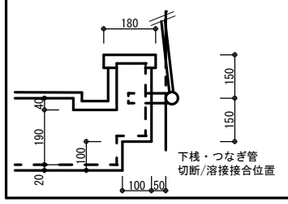

詳1　詳細図　1:10

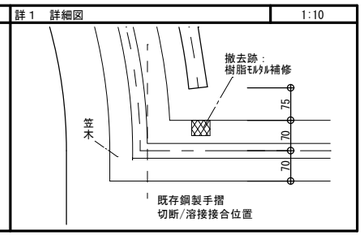

記号	部位	改修前仕様	改修概要	備考
Ⓐ	外壁・手摺壁	合板型枠打放し(下地補修) ｾﾗｽｷﾝ吹付(ｼｰﾗｰ処理の上)	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-1 ｶﾁｵﾝ系)の上、防水形複層塗材Ｅ吹付	
Ⓑ	笠木	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ	下地補修の上、塗膜防水(X-2)	
Ⓒ	鋼製手摺	SGPφ34 SOP塗	ＤＰ塗替え(B種)※手摺子共	
Ⓓ	軒天	合板型枠打放し ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付	ｻﾝﾀﾞｰ工法(下地調整 C-2 ｶﾁｵﾝ系)の上、外装薄塗材Ｅ吹付	
Ⓔ	隔板	石綿板　t5 SOP塗	既存隔板(ﾎﾞｰﾄﾞ面)ＤＰ塗替え(B種)　※避難ｽﾃｯｶｰ貼替え	計 45 枚
Ⓕ	巾木・面台	H100 防水ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ	水洗い	
Ⓖ	物干し金物	物干し金物(KJ　E-310-1)	既存物干し金物撤去の上、ｱﾙﾐｼﾙﾊﾞｰ物干し金物新設	計 52 ヶ所
Ⓗ	竪樋	OP塗り	ＤＰ塗替え(B種)	
Ⓘ	鋼製Ｒ手摺	鋼製Ｒ手摺：φ42.7x2.4 FP塗	既存鋼製Ｒ手摺撤去の上、SGPφ42.7x2.4 ＤＰ塗 新設	計 35 ヶ所
		支持　　：丸鋼13@100 FP塗	既存支持撤去の上、丸鋼13@100 ＤＰ塗 新設	
Ⓙ	下桟	下桟　　：φ42.7x2.4 FP塗	既存下桟撤去の上、SGPφ42.7x2.4 ＤＰ塗 新設	
		つなぎ管　：φ34.0x2.2@500 FP塗	新設下桟と溶接の上、ＤＰ塗替え(B種)	

平面詳細図　1:30

[改修前]

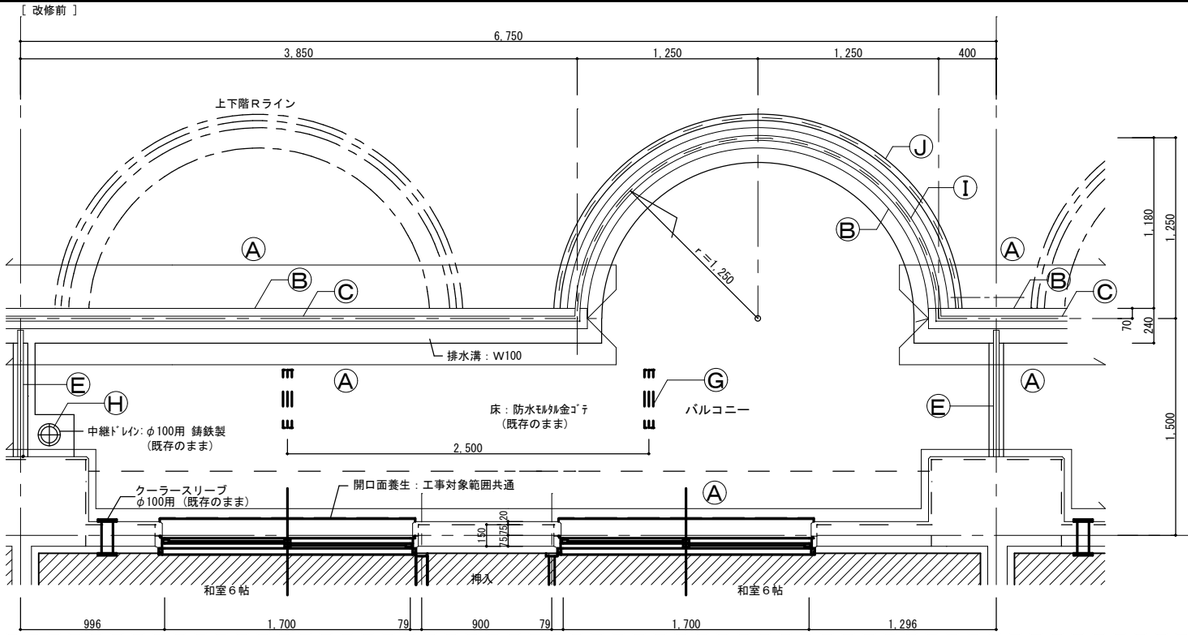

断面詳細図　1:30

[改修前]

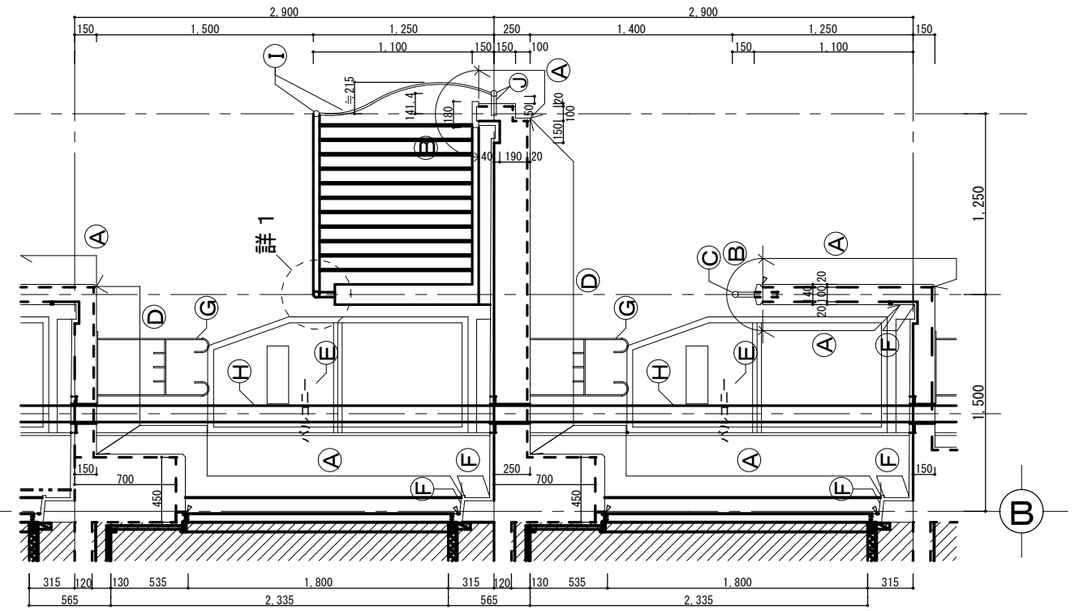

[改修後]

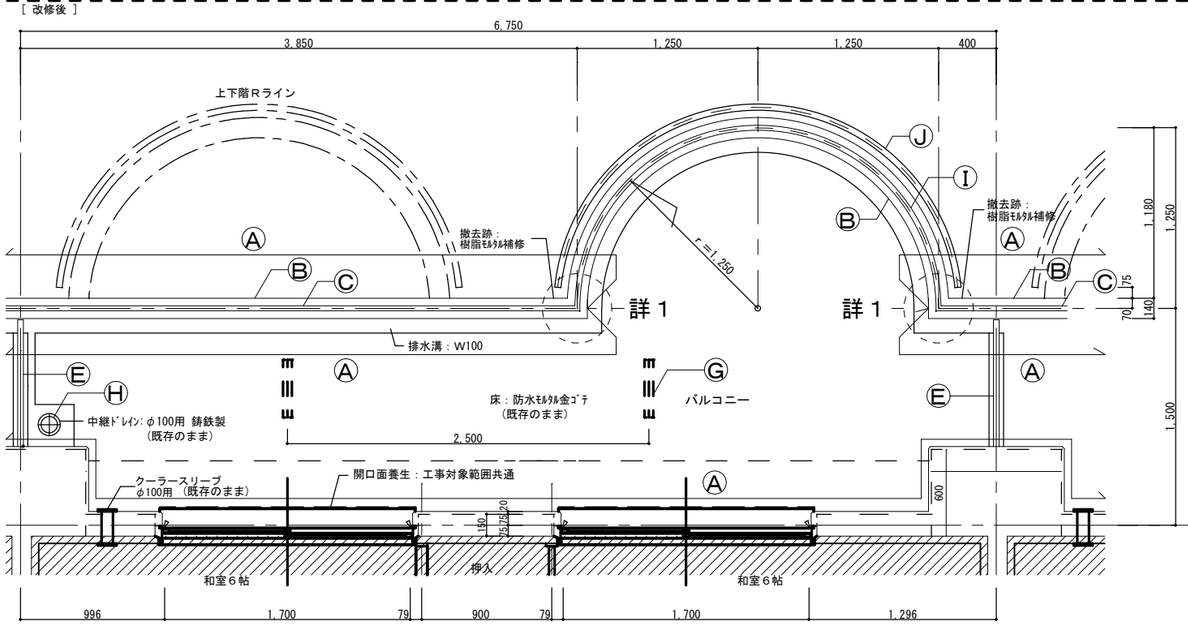

[改修後]

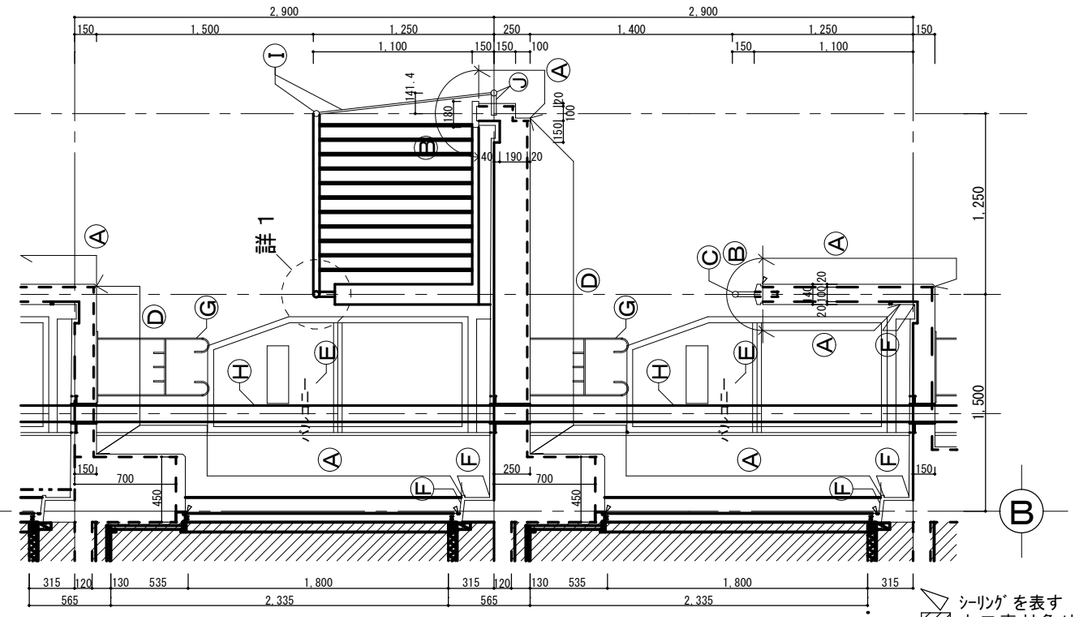

シーリングを表す
本工事対象外

徳島県県土整備部住宅課	●工事名称 Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号 A-22	（株）野々瀬建築都市設計事務所
	●図面名称 ﾊﾞﾙｺﾆｰ 詳細図	●縮尺 (A2) 1:10,1:15,1:30	野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号

PHR階平面図

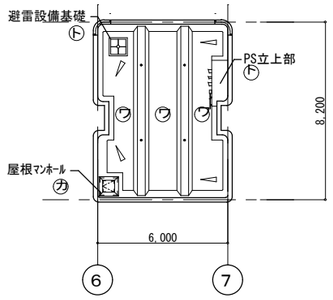

改修前　ＰＨＲ階平面図　1/200

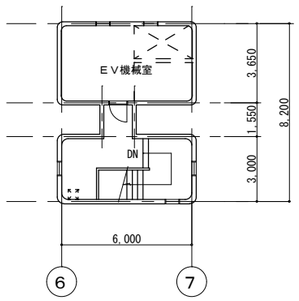

ＰＨ２階平面図　1/200

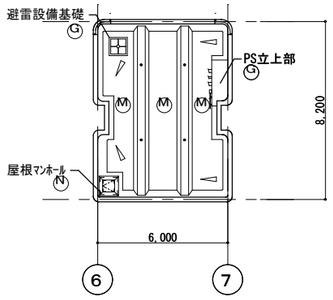

改修後　ＰＨＲ階平面図　1/200

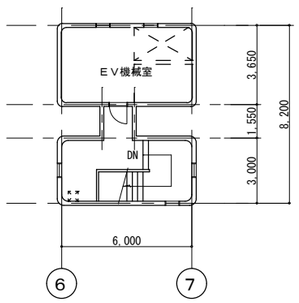

ＰＨ２階平面図　1/200

RH階矩計図　1:30

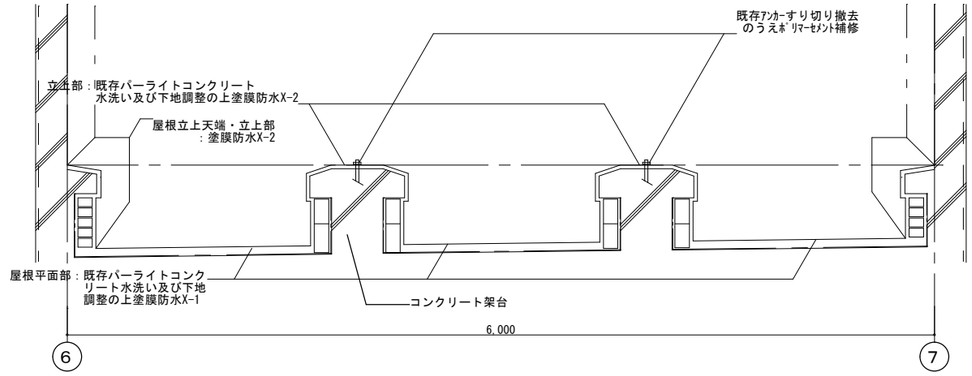

ＰＨＲ階屋上マンホール　1:20

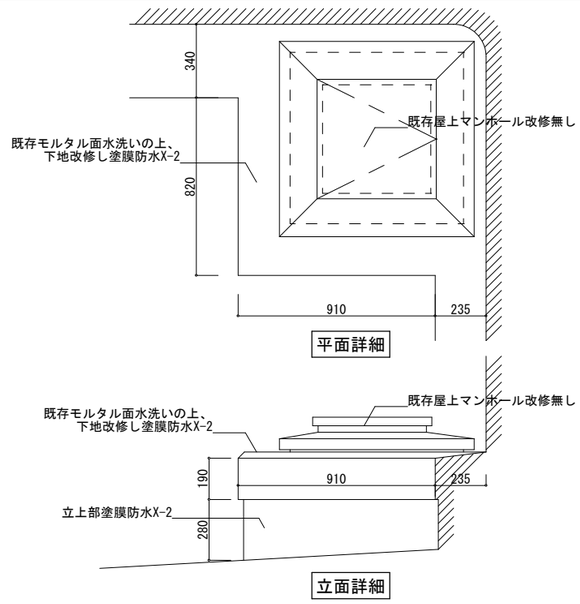

ＰＨＲ階PS立上部　1:20

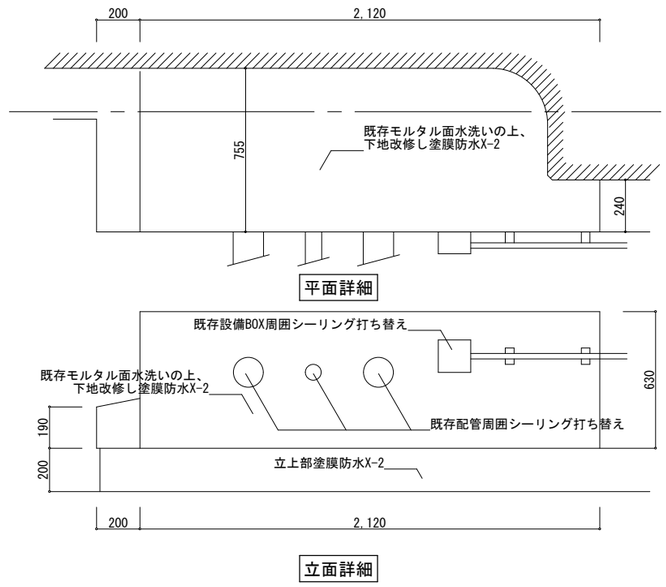

避雷設備基礎（ＰＨＲ階）　1:20

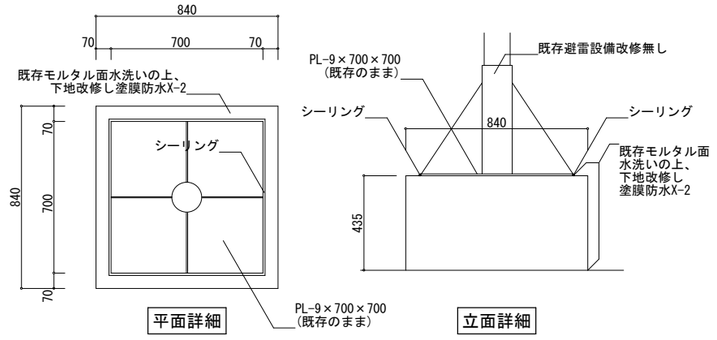

	徳島県県土整備部住宅課	●工事名称 Ｒ２住宅　金沢団地　徳・金沢１ ７号棟外壁改修工事	●図面番号 A-23	（株）野々瀬建築都市設計事務所 野々瀬徹　１級建築士登録　第111972号	
		●図面名称 ＰＨＲ階詳細図	●縮尺 （A2）　1:20，1:30		